

主要な政策に係る政策評価の事前分析表(平成28年度実施政策)

平成28年5月23日(月) 時点

(総務省28-①)

<p>政策^(※1)名</p>	<p>政策1:適正な行政管理の実施</p>				<p>担当部局課室名</p>	<p>行政管理局(企画調整課、行政情報システム企画課、管理官室)</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>行政管理局企画調整課長 箕浦 龍一 行政管理局行政情報システム企画課長 橋本 敏 行政管理局管理官 大槻 大輔</p>				
<p>政策の概要</p>	<p>行政運営の見直し・改善を図るとともに、各省に共通する行政制度を管理することにより、行政の総合的かつ効率的・効果的な実施を推進する。</p>						<p>分野【政策体系上の位置付け】</p>	<p>行政改革・行政運営</p>				
<p>基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】</p>	<p>国・地方を通じて行政のIT化と業務改革の抜本的な取組を加速する必要があることを踏まえて、行政運営の改善・効率化を実現するため、業務・システム改革の取組を推進する。独立行政法人制度改革に伴い、平成27年4月に新たな制度がスタートしたことを踏まえ、独立行政法人制度の運用に関する取組を推進する。また、行政の信頼性の確保及び透明性の向上を図ることが求められていることを踏まえ、行政手続制度、行政不服審査制度、国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度及び公共サービス改革制度を適正かつ円滑に運用する。</p>						<p>政策評価実施予定時期</p>	<p>平成31年8月</p>				
<p>施策目標</p>	<p>測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)</p>		<p>基準(値)</p>		<p>目標(値)</p>		<p>年度ごとの目標(値)</p>			<p>測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠</p>		
						<p>年度ごとの実績(値)^(※2)</p>						
						<p>28年度 29年度 30年度</p>						
<p>ITを活用して政府全体の行政サービスの向上を進めるとともに行政運営の効率化を実現すること</p>	<p>① 各行政機関が所管する情報システム数 <アウトプット指標> 【AP改革項目関連:IT化と業務改革、行政改革等分野①】 【APのKPI】</p>	<p>H28.6確定予定(H26年度実績値)</p>	<p>26年度</p>	<p>542</p>	<p>30年度</p>	<p>877</p>	<p>754</p>	<p>542</p>	<p>国の業務効率化の推進が必要な現状を踏まえて、世界最先端IT国家創造宣言(平成25年6月14日閣議決定、平成27年6月30日改定)において「政府情報システム改革ロードマップ」を策定し、政府情報システム数の整備を進めている。掲げられた目標値を達成することによって、政府全体の情報システムが最適化され、業務効率化が促進される。 【APのKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、APのKPIと同じ指標を測定指標として設定】</p>			
	<p>2 行政管理局が重点的に取り組む個別業務の改革について、具体的な取組内容、工程表、成果指標を設定した割合 <アウトプット指標></p>	<p>業務改革の方向性を取組方針に盛り込むとともに、具体的な取組状況を取りまとめ</p>	<p>27年度</p>	<p>100%</p>	<p>30年度</p>	<p>100%</p>	<p>100%</p>	<p>100%</p>		<p>行政管理局は、各府省の個別業務について、毎年テーマを設定して、業務改革の取組を推進しているが、関係府省と協力して、各業務の改善方針について検討を行い、取組内容、工程表、成果指標等の取りまとめを行った後は、これに沿って、それぞれの府省において改革を進めていくものである。 したがって、業務改革の推進に当たっては、取組内容を翌年度の予算等に適切に反映させるため、各年度において、取組内容、工程表、成果指標を設定することが重要であることに鑑み、これを指標として設定するもの。</p>		
	<p>3 申請・届出等手続におけるオンライン利用率 <アウトカム指標></p>	<p>45.4%</p>	<p>26年度</p>	<p>70%以上</p>	<p>33年度</p>	<p>平成26年度値以上</p>	<p>平成27年度値以上</p>	<p>平成28年度値以上</p>			<p>行政手続を合理化することは、国民の利便性向上及び行政運営の効率化に資することから、「世界最先端IT国家創造宣言」及び同工程表並びに「オンライン手続の利便性向上に向けた改善方針」(平成26年4月1日CIO連絡会議決定)に基づいて、行政手続に係る利便性及び利用拡大を推進し、その指標としてオンライン利用率を設定。平成26年度においては、利用率が45.4%にとどまっている現状を踏まえつつ、「世界最先端IT国家創造宣言工程表」において、2021年度までにオンライン手続の利用率を70%以上に向上することとされていることから、目標年度を33年度に設定。</p>	
	<p>4 公共サービス改革法の対象事業数に占める新プロセス及び終了プロセスへの移行割合 <アウトプット指標></p>	<p>20%</p>	<p>27年度</p>	<p>40%</p>	<p>30年度</p>	<p>36%</p>	<p>39%</p>	<p>40%</p>				

<p>独立行政法人制度の適正かつ円滑な運用を通じ、各府省の政策実施機能の強化を図ること</p>	<p>⑤ 新しい独立行政法人制度の安定的な運用 ＜アウトプット指標＞</p>	<p>27年4月の新制度移行に伴う必要な措置を実施</p>	<p>27年度 各府省・各法人における新制度運用の実態等を踏まえ、明らかになった課題等について対応を実施</p>	<p>30年度</p>	<p>各府省・各法人における新制度運用の実態等を踏まえ、明らかになった課題等について対応を実施</p>	<p>各府省・各法人における新制度運用の実態等を踏まえ、明らかになった課題等について対応を実施</p>	<p>各府省・各法人における新制度運用の実態等を踏まえ、明らかになった課題等について対応を実施</p>	<p>独立行政法人制度については、平成27年4月に新制度に移行したばかりであることを踏まえて、新制度の適正かつ円滑な運用のためには、各府省・各法人が実際に新制度を運用していきながら明らかになった課題等を適切に把握し、対応していくことが必要と考え、指標として設定。</p>
<p>行政手続制度及び行政不服審査制度の適正かつ円滑な運用により、行政運営における公正の確保及び透明性の向上並びに簡易迅速な手続による国民の権利利益の救済を図ること</p>	<p>6 行政不服審査制度の見直し ＜アウトプット指標＞</p>	<p>新しい行政不服審査制度の創設に向けた検討を開始</p>	<p>24年度 新しい行政不服審査制度の適切な施行</p>	<p>28年度</p>	<p>新しい行政不服審査制度の適切な施行</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>改正行政不服審査法（平成26年6月13日公布 公布の日から2年を超えない範囲で政令で定める日施行）の成立に伴い、円滑な新制度の施行に向け、各種規定等の整備を進める必要があることから目標として設定。 なお、改正行政不服審査法は平成28年4月1日に施行済。</p>
<p>行政手続制度及び行政不服審査制度の適正かつ円滑な運用により、行政運営における公正の確保及び透明性の向上並びに簡易迅速な手続による国民の権利利益の救済を図ること</p>	<p>⑦ 行政手続法、行政不服審査制度・行政手続制度の普及 ＜アウトプット指標＞</p>	<p>平成27年4月施行の改正行政手続法及び28年4月施行の改正行政不服審査法について、各府省や各地方公共団体における主体的な取組を支援するため、取組状況を把握し、研修・説明会等を通じて、行政手続及び行政不服審査制度の円滑な運用について必要な情報の提供を実施</p>	<p>28年度 各府省や各地方公共団体の主体的な取組を支援するため、取組状況を把握し、研修・説明会等を通じて、行政手続及び行政不服審査制度の円滑な運用について必要な情報の提供を実施</p>	<p>30年度</p>	<p>各府省や各地方公共団体の主体的な取組を支援するため、取組状況を把握し、研修・説明会等を通じて、行政手続及び行政不服審査制度の円滑な運用について必要な情報の提供を実施</p>	<p>各府省や各地方公共団体の主体的な取組を支援するため、取組状況を把握し、研修・説明会等を通じて、行政手続及び行政不服審査制度の円滑な運用について必要な情報の提供を実施</p>	<p>各府省や各地方公共団体の主体的な取組を支援するため、取組状況を把握し、研修・説明会等を通じて、行政手続及び行政不服審査制度の円滑な運用について必要な情報の提供を実施</p>	<p>平成26年6月に成立・公布された改正行政不服審査法関連3法のうち、平成27年4月に改正行政手続法が、28年4月に改正行政不服審査法がそれぞれ施行された。 改正行政手続法については、新たに処分等の求めや行政指導の中止等の求めが規定された。また、改正行政不服審査法は、公正性の向上、利便性の向上の観点から旧行政不服審査法の仕組みを抜本的に見直した。これらの制度を定着させることは、公正性、利便性の向上や救済手段の充実・拡充を図るために重要であり、また、これらの制度を一般国民が利用しやすくするためには、その受け手となる各府省や各地方公共団体が主体的に担当者の資質の向上を図ることが肝要であると考えられることから、その取組状況を把握し、情報提供を行うことを指標として設定。</p>
<p>国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用により、行政の信頼性及び透明性の向上、国民の権利利益の保護を図ること</p>	<p>⑧ 国の行政機関等における情報公開制度において、期限内に開示決定等がされたものの割合（行政機関及び独立行政法人等） ＜アウトプット指標＞</p>	<p>行政機関：99.9% 独立行政法人等：99.7%</p>	<p>26年度 平成26年度値以上（100%を目指す）</p>	<p>30年度</p>	<p>平成26年度値以上（100%を目指す）</p>	<p>平成26年度値以上（100%を目指す）</p>	<p>平成26年度値以上（100%を目指す）</p>	<p>開示請求件数が増加傾向にある現状を踏まえて、行政機関等の保有する情報の迅速な開示の観点から、期限内（原則30日以内、延長した場合には延長期限内）に開示決定等がなされることが、行政の信頼性及び透明性の向上に資すると考えられるため、期限内に開示決定等がされたものの割合について指標及び目標値を設定（平成26年度実績値を基準として目標値を設定）。</p>
<p>国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用により、行政の信頼性及び透明性の向上、国民の権利利益の保護を図ること</p>	<p>9 国の行政機関等の職員に対する情報公開制度の運用に関する研修における満足度等の割合 ＜アウトプット指標＞</p>	<p>参加機関等数：743 参加者数：1,229人 満足度：93.8%</p>	<p>27年度 平成27年度値以上</p>	<p>30年度</p>	<p>平成27年度値以上</p>	<p>平成27年度値以上</p>	<p>平成27年度値以上</p>	<p>施行状況調査の実施等により行政機関等における制度運用状況を把握し、その結果を踏まえ、情報公開・個人情報保護制度の運用に関する研修会を通じて制度の適正かつ円滑な運用を徹底することにより、各行政機関等における情報公開制度の円滑な運用が図られるものとして、指標及び目標値を設定（平成27年度実績値を基準として目標値を設定）</p>
<p>国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用により、行政の信頼性及び透明性の向上、国民の権利利益の保護を図ること</p>	<p>⑩ 国の行政機関等における個人情報保護制度において、個人情報の漏えい等事案の件数（行政機関及び独立行政法人等） ＜アウトプット指標＞</p>	<p>行政機関：503件 独立行政法人等：572件</p>	<p>26年度 平成26年度値より減少（10%減を目指す）</p>	<p>30年度</p>	<p>平成26年度値より減少（10%減を目指す）</p>	<p>平成26年度値より減少（10%減を目指す）</p>	<p>平成26年度値より減少（10%減を目指す）</p>	<p>マイナンバー法の施行等に伴い、国民の個人情報保護に係る意識向上が進捗しつつある現状を踏まえて、行政機関等において個人情報の適切な管理を実施し、個人情報の漏えい等事案の件数を減らすことは、国民の権利利益の保護につながると考えられるため、個人情報の漏えい等事案の件数について指標及び目標値を設定（平成26年度実績値を基準として目標値を設定）。 ※左記の基準（値）及び目標（値）においては、配送を請け負った事業者による誤送付及び紛失に係るものを除く。 （参考）24年度実績：行政機関：714件、独立行政法人等：622件 25年度実績：行政機関：550件、独立行政法人等：582件</p>
<p>国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用により、行政の信頼性及び透明性の向上、国民の権利利益の保護を図ること</p>	<p>11 国の行政機関等の職員に対する個人情報保護制度の運用に関する研修における満足度等の割合 ＜アウトプット指標＞</p>	<p>参加機関等数：743 参加者数：1,229人 満足度：95.7%</p>	<p>27年度 平成27年度値以上</p>	<p>30年度</p>	<p>平成27年度値以上</p>	<p>平成27年度値以上</p>	<p>平成27年度値以上</p>	<p>施行状況調査の実施等により行政機関等における制度運用状況を把握し、その結果を踏まえ、情報公開・個人情報保護制度の運用に関する研修会を通じて制度の適正かつ円滑な運用を徹底することにより、各行政機関等における個人情報保護制度の円滑な運用が図られるものとして、指標及び目標値を設定（平成27年度実績値を基準として目標値を設定）</p>

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額) ^(※3)			関連する 指標 ^(※4)	達成手段の概要等	平成28年度行政事業 レビュー事業番号						
		26年度	27年度	28年度									
(1)	行政管理実施事業(昭和21年度)	後日記載		188百万円	1~11	後日記載	0001						
(2)	独立行政法人通則法(平成11年)	-	-	-		独立行政法人の運営の基本その他の制度の基本となる共通の事項を定め、各独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める法律と相まって、独立行政法人制度の確立並びに独立行政法人が公共上の見地から行う事務及び事業の確実な実施を図り、もって国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資する。							
(3)	行政手続法(平成5年)	-	-	-		処分、行政指導及び届出に関する手続並びに命令等を定める手続に関し、共通する事項を定めることにより、行政運営における公正の確保と透明性(行政上の意思決定について、その内容及び過程が国民にとって明らかであることをいう。第四十六条において同じ。)の向上を図り、もって国民の権利利益の保護に資する。							
(4)	行政不服審査法(昭和37年)	-	-	-		行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に関し、国民に対して広く行政庁に対する不服申立てのみちを開くことによつて、簡易迅速な手続による国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保する。							
(5)	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年)	-	-	-		行政機関において個人情報の利用が拡大していることにかんがみ、行政機関における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護する。							
(6)	独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年)	-	-	-		独立行政法人等において個人情報の利用が拡大していることにかんがみ、独立行政法人等における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、独立行政法人等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護する。							
(7)	行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年)	-	-	-		国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資する。							
(8)	独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年)	-	-	-		国民主権の理念にのっとり、法人文書の開示を請求する権利及び独立行政法人等の諸活動に関する情報の提供につき定めること等により、独立行政法人等の保有する情報の一層の公開を図り、もって独立行政法人等の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにする。							
政策の予算額・執行額		後日記載			政策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施政方針演説等の名称</th> <th>年月日</th> <th>関係部分(抜粋)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">後日記載</td> </tr> </tbody> </table>	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)	後日記載			
施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)											
後日記載													

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄のかっこ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「-」となることがある。

※5 表中の「AP」とは、「経済・財政再生アクション・プログラム」(平成27年12月24日経済財政諮問会議決定)であり、「KPI」は、進捗管理や測定に必要となる主な指標(Key Performance Indicator)のことである。

主要な政策に係る政策評価の事前分析表(平成28年度実施政策)

平成28年5月23日(月) 時点

(総務省28-③)

政策 ^(※1) 名	政策3:分権型社会にふさわしい地方行政体制整備等			担当部局課室名	自治行政局総務室、行政課、住民制度課、外国人住民基本台帳室、市町村課、行政経営支援室、公務員課、給与能率推進室、福利課			作成責任者名	自治行政局総務室長 大場 高志	
政策の概要	地方分権型社会の確立を目指した地方自治制度の見直しや簡素で効率的・効果的な地方行政体制の整備を進めるとともに、地方分権の担い手を支える地方公務員制度の確立を図るため、定員・給与の適正化や地方公共団体における人材の育成・確保を推進する。			担当部局課室名				分野【政策体系上の位置付け】	地方行財政	
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	地方公共団体の自主性及び自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現が求められていることを踏まえ、地方分権型社会の確立を目指すため、地方行政体制を整備することにより、より住民意思を反映した行政運営を行う体制を整える。			担当部局課室名				政策評価実施予定時期	平成31年8月	
施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値)	目標(値)	年度ごとの目標(値)			測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠			
				年度ごとの実績(値) ^(※2)						
		基準年度	目標年度	28年度	29年度	30年度				
地方分権型社会の確立に向けた地方制度の構築が進むこと	① 地方自治制度の見直し、普及<アウトプット指標>	第31次地方制度調査会の答申等を踏まえ、人口減少社会に的確に対応する三大都市圏及び地方圏の地方行政体制のあり方や、議会制度や監査制度等の地方公共団体のガバナンスのあり方等に関し、地方自治制度の見直しについて検討を開始。	第31次地方制度調査会の答申等を踏まえ、地方自治制度に関し必要に応じ見直しを実施。	27年度	30年度	第31次地方制度調査会の答申等を踏まえ、地方自治制度に関し必要に応じ見直しを実施。	我が国は人口減少局面に突入しており、地域社会の持続可能性についての危機意識が急速に高まっている現状を踏まえ、個性を活かし自立した地方をつくる観点から、人口減少社会に的確に対応する三大都市圏及び地方圏の地方行政体制のあり方や、議会制度や監査制度等の地方公共団体のガバナンスのあり方等に関し、地方自治制度の見直しの検討・実施が必要と考え、指標として設定。 【参考】 ・第31次地方制度調査会開催回数(平成27年度) ⇒総会:1回、専門小委員会:15回			
人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点の形成を進めること	2 連携中核都市圏の形成数<アウトプット指標> 【AP改革項目関連:地方行財政改革・分野横断的な取組⑫】 【APのKPI】	4圏域 (平成27年10月現在)	30圏域	27年度	32年	30圏域(平成32年度までの目標値)	人口減少・少子高齢社会にあっても、地域を活性化し経済を持続可能なものとし、国民が安心して快適な暮らしを営んでいけるようにするために、地域において、相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により「経済成長のけん引」、「高次都市機能の集積・強化」及び「生活関連機能サービスの向上」を行うことにより、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成する連携中核都市圏の形成が重要である。そのため、連携中核都市圏構想の進捗状況を明確に示す圏域の形成数を指標として設定。 基準及び目標は、まち・ひと・しごと創生総合戦略に合わせ設定している。 【連携中核都市圏の形成数について、APのKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、APのKPIと同じ指標を測定指標として設定】			
地方公共団体の自主的・主体的な地方行革の取組が進むこと	3 地方公共団体における行政改革の取組状況<アウトプット指標>	地方公共団体が自主的・主体的に行政改革が行えるよう、取組状況を把握し、ホームページに調査結果を公表するなど、全地方公共団体等に必要情報を提供。	地方公共団体が自主的・主体的に行政改革が行えるよう、取組状況を把握し、ホームページに調査結果を公表するなど、全地方公共団体等に必要情報を提供。	27年度	30年度	地方公共団体が自主的・主体的に行政改革が行えるよう、取組状況を把握し、ホームページに調査結果を公表するなど、全地方公共団体等に必要情報を提供。	厳しい財政状況にあっても、質の高い行政サービスを効率的・効果的に提供する観点から、各地方公共団体においては、これまでの改革の成果を維持しつつ、自らの行財政運営について透明性を高め、公共サービスの質の維持向上に努めるなど、引き続き自主的に行政改革に取り組むことが必要と考えられるため、取組状況を把握し、情報提供等を行うことを指標として設定。 【参考(平成27年度実績)】 ・地方行政サービス改革の取組状況等に関する調査(平成28年3月25日公表) ・公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査(平成28年3月25日公表)			
民間委託等の業務改革に関する取組が進むこと	4 (1)窓口業務のアウトソーシング総合窓口の導入 (2)庶務業務の集約化<アウトプット指標> 【AP改革項目関連:地方行財政改革・分野横断的な取組⑪】 【APのKPI】	(1)窓口業務のアウトソーシング 208市町村 総合窓口の導入 185市町村 (2)庶務業務の集約化 143市町村	(1)窓口業務のアウトソーシング 416市町村 総合窓口の導入 370市町村 (2)庶務業務の集約化 286市町村	26年度	32年度	(1)窓口業務のアウトソーシング 416市町村 総合窓口の導入 370市町村 (2)庶務業務の集約化 286市町村 (平成32年度までの目標値)	厳しい財政状況にあっても、質の高い行政サービスを効率的・効果的に提供する観点から、各地方公共団体においても地域の実情に応じて民間委託等の業務改革が推進されるべきであり、窓口業務のアウトソーシングなど汎用性のある先進的な改革に取り組む市町村数を指標として設定。 基準年度及び目標年度は経済・財政再生アクション・プログラムのKPIに合わせている。 【参考(平成27年度実績)】 (1)窓口業務のアウトソーシング268市町村、総合窓口の導入187市町村 (2)庶務業務の集約化 163市町村 【APのKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、APのKPIと同じ指標を測定指標として設定】			

地方分権の担い手を支える地方公務員制度が能率的かつ適正に運用されること	5	地方公務員数の推移 ＜アウトプット指標＞	地方公共団体が自主的・主体的に定員管理を行うに当たり、通知や各種会議の場を通じて必要な情報を提供。	27年度	地方公共団体が自主的・主体的に定員管理を行うに当たり、通知や各種会議の場を通じて必要な情報を提供。	30年度	地方公共団体が自主的・主体的に定員管理を行うに当たり、通知や各種会議の場を通じて必要な情報を提供。	地方公共団体が自主的・主体的に定員管理を行うに当たり、通知や各種会議の場を通じて必要な情報を提供。	地方公共団体が自主的・主体的に定員管理を行うに当たり、通知や各種会議の場を通じて必要な情報を提供。	地方公共団体の一層の進展による地方公共団体の役割の増大、住民ニーズの高度化・多様化、厳しい財政状況等を踏まえると、地方公共団体の定員管理については、効率的で質の高い行政を実現するために、地方公共団体自らが地域の実情に応じ、自主的・主体的に人事配置を行うことが重要。また地方公務員の給与については、地方公務員法等の趣旨を踏まえ、議会で十分議論の上、情報公開等を徹底しながら、各地方公共団体が主体的に適正化等の取組を進めることが重要。国としては、地方公共団体の定員管理や給与等について、国民・住民の理解と納得が得られるものとなるよう、必要な情報の提供や技術的助言を行うことが重要であるとの観点から、指標として設定。目標(値)については、地方公共団体が主体であるため、総務省が行う取組について記載。
	⑥	給与制度・運用の適正化状況 ＜アウトプット指標＞	各地方公共団体において、住民の理解と納得が得られるよう、給与の適正化が図られるため、通知や各種会議の場を通じて必要な情報を提供。	27年度	各地方公共団体において、住民の理解と納得が得られるよう、給与の適正化が図られるため、通知や各種会議の場を通じて必要な情報を提供。	30年度	各地方公共団体において、住民の理解と納得が得られるよう、給与の適正化が図られるため、通知や各種会議の場を通じて必要な情報を提供。	各地方公共団体において、住民の理解と納得が得られるよう、給与の適正化が図られるため、通知や各種会議の場を通じて必要な情報を提供。	各地方公共団体において、住民の理解と納得が得られるよう、給与の適正化が図られるため、通知や各種会議の場を通じて必要な情報を提供。	<p>【参考(平成25～27年度実績)】</p> <p>○地方公務員数の推移(各年度4月1日現在)</p> <p>地方公共団体の総職員数 (平成27年度) 273万8,337人(対前年比▲5,317人) (平成26年度) 274万3,654人(対前年比▲8,830人) (平成25年度) 275万2,484人(対前年比▲1万6,429人)</p> <p>○ラスパイレズ指数の状況(各年度4月1日現在)</p> <p>地方公共団体(全団体)のラスパイレズ指数 (平成27年度) 99.0 (平成26年度) 98.9 (平成25年度) 106.9(参考値(注1) 98.8)</p> <p>○給与制度・運用の適正化</p> <p>適正化の取組例(各年度4月1日現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> 給与の「わたり」(注2)の制度がある団体が減少 (平成27年度) 37団体(全団体の2.1%) (平成26年度) 51団体(全団体の2.9%) (平成25年度) 69団体(全団体の3.9%) 自宅に係る住居手当のある団体が減少 (平成27年度) 296団体(全団体の16.6%) (平成26年度) 357団体(全団体の20.0%) (平成25年度) 454団体(全団体の25.4%) <p>○人事委員会勧告における地域民間給与水準の反映等の状況</p> <p>ほぼ全ての人事委員会において、地域民間給与水準を適正に反映した勧告等を実施。</p> <p>(注1)「参考値」は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定特例法による措置が無いとした場合の値をいう。 (注2)地方公務員給与の「わたり」とは、給与決定に際し、級別職務分類表及び級別標準職務表に適合しない級への格付を行うことや実質的にこれと同一の結果となる級別職務分類表、級別標準職務表又は給料表を定めることにより給与を支給することをいう。</p>
	7	給与情報等公表システムによる公表実施率 ＜アウトプット指標＞	実施率99.7% (1,782/1,788団体) (平成27年4月30日現在)	27年度	実施率100%	30年度	実施率100%			

8	地方公共団体の人事制度改革の状況 ＜アウトプット指標＞	公務の能率的かつ適正な運営を確保するため、職員の任用・勤務形態の多様化の取組が進められるよう各種会議の場を通じて、各地方公共団体に対し、任期付職員制度の活用等に係る留意事項について必要な情報を提供。	27年度	公務の能率的かつ適正な運営を確保するため、職員の任用・勤務形態の多様化の取組が進められるよう各種会議の場を通じて、各地方公共団体に対し任期付職員制度の活用等に係る留意事項について必要な情報を提供。	30年度	公務の能率的かつ適正な運営を確保するため、職員の任用・勤務形態の多様化の取組が進められるよう各種会議の場を通じて、各地方公共団体に対し任期付職員制度の活用等に係る留意事項について必要な情報を提供。	公務の能率的かつ適正な運営を確保するため、職員の任用・勤務形態の多様化の取組が進められるよう各種会議の場を通じて、各地方公共団体に対し任期付職員制度の活用等に係る留意事項について必要な情報を提供。	公務の能率的かつ適正な運営を確保するため、職員の任用・勤務形態の多様化の取組が進められるよう各種会議の場を通じて、各地方公共団体に対し任期付職員制度の活用等に係る留意事項について必要な情報を提供。	地方公共団体における行政ニーズが多様化・高度化する現状にあること踏まえて、各地方公共団体において職員の任用・勤務形態の多様化を進めることで、能率的かつ適正な公務の運営が確保されるなど、地方分権の進展に対応した地方公務員制度の確立につながると考えられることから、指標として設定。 【参考】任期付採用の実施団体 (平成27年度実績)503団体(平成27年4月1日現在) (平成26年度実績)441団体(平成26年4月1日現在) (平成25年度実績)387団体(平成25年4月1日現在)
⑨	人事評価制度の適切な活用の推進 ＜アウトプット指標＞	各地方公共団体において、適切な人事評価制度の活用が図られるよう任用・給与等への活用調査等を実施し、その結果について、各地方公共団体に必要な情報を提供。	27年度	各地方公共団体において、適切な人事評価制度の活用が図られるよう任用・給与等への活用調査等を実施し、その結果について、各地方公共団体に必要な情報を提供。	30年度	各地方公共団体において、適切な人事評価制度の活用が図られるよう任用・給与等への活用調査等を実施し、その結果について、各地方公共団体に必要な情報を提供。	各地方公共団体において、適切な人事評価制度の活用が図られるよう任用・給与等への活用調査等を実施し、その結果について、各地方公共団体に必要な情報を提供。	各地方公共団体において、適切な人事評価制度の活用が図られるよう任用・給与等への活用調査等を実施し、その結果について、各地方公共団体に必要な情報を提供。	平成26年5月の地方公務員法改正により、新たに人事評価制度が導入され、平成28年4月1日から施行となったことを踏まえ、各地方公共団体において人事評価制度を任用・給与等に適切に活用することで、能力及び実績に基づく人事管理の徹底が図られ、真に能力本位の人事管理が行われ、一層の公務能率の向上により、住民サービスの向上に繋がることが図られることが期待されることから、活用状況調査等必要な調査を実施しその結果としての必要な情報を提供することが適切であると考えられることから、指標として設定。

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額) ^(※3)			関連する 指標 ^(※4)	達成手段の概要等	平成28年度行政事業 レビュー事業番号									
		26年度	27年度	28年度												
(1)	地方行政制度の整備に必要な経費(地方分権振興経費、市町村合併円滑化経費等除く。)	後日記載		106百万円	1~11	後日記載	0004									
(2)	地方分権の振興に要する経費(平成20年度)			71百万円	—		0005									
(3)	市町村の合併円滑化に必要な経費(平成13年度)			797百万円	—		0006									
(4)	地方議会の活性化に要する経費(平成25年度)			12百万円	1		0007									
(5)	地方独立行政法人の支援に要する経費(平成25年度)			2百万円	—		0008									
(6)	新たな広域連携の促進に要する経費(平成26年度)			128百万円	2		0009									
	地方自治法(昭和22年)	—	—	—	1~3	地方自治の本旨に基づいて、地方公共団体の区分並びに地方公共団体の組織及び運営に関する事項の大綱を定め、併せて国と地方公共団体との間の基本的関係を確立することにより、地方公共団体における民主的にして能率的な行政の確保を図るとともに、地方公共団体の健全な発達を保障する。										
	地方公務員法(昭和25年)	—	—	—	4~10	地方公共団体の人事機関並びに地方公務員の任用、職階制、給与、勤務時間その他の勤務条件、休業、分限及び懲戒、服務、研修及び勤務成績の評定、福祉及び利益の保護並びに団体等人事行政に関する根本基準を確立することにより、地方公共団体の行政の民主的かつ能率的な運営並びに特定地方独立行政法人の事務及び事業の確実な実施を保障し、もつて地方自治の本旨の実現に資する。										
	地方公務員給与実態調査規則(昭和33年)	—	—	—	5.6	統計法に規定する基幹統計である地方公務員給与実態統計を作成するための調査の施行に関して必要な事項を定める。										
政策の予算額・執行額		後日記載			政策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施政方針演説等の名称</th> <th>年月日</th> <th>関係部分(抜粋)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>まち・ひと・しごと創生長期ビジョン</td> <td>平成26年12月27日</td> <td>Ⅲ. 目指すべき将来の方向 2. 地方創生がもたらす日本社会の姿 (1)自らの地域資源を活用した、多様な地域社会の形成を目指す。 (中略)地方創生においては、人口拡大期のような全国一律のキャッチアップ型の取組ではなく、それぞれの地方が、独自性を活かし、その潜在力を引き出すことにより多様な地域社会を創り出していくことが基本となる。そのためには、地方自らが、将来の成長・発展の種となるような地域資源を掘り起こし、それらを活用していく取組を息長く進めていく必要がある。地域に「ないもの」ではなく、「あるもの」を探していくことや、「ないもの」をチャンスととらえ、チャレンジしていくことが重要となる。また、地方の自主性・自立性を高め、分権型社会を確立することもその基盤となる。</td> </tr> <tr> <td>経済・財政再生アクション・プログラム</td> <td>平成27年12月24日</td> <td>3. 主要分野毎の改革の取組 [3]地方行政改革・分野横断的な取組 (3)地方行政分野における改革</td> </tr> </tbody> </table>	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)	まち・ひと・しごと創生長期ビジョン	平成26年12月27日	Ⅲ. 目指すべき将来の方向 2. 地方創生がもたらす日本社会の姿 (1)自らの地域資源を活用した、多様な地域社会の形成を目指す。 (中略)地方創生においては、人口拡大期のような全国一律のキャッチアップ型の取組ではなく、それぞれの地方が、独自性を活かし、その潜在力を引き出すことにより多様な地域社会を創り出していくことが基本となる。そのためには、地方自らが、将来の成長・発展の種となるような地域資源を掘り起こし、それらを活用していく取組を息長く進めていく必要がある。地域に「ないもの」ではなく、「あるもの」を探していくことや、「ないもの」をチャンスととらえ、チャレンジしていくことが重要となる。また、地方の自主性・自立性を高め、分権型社会を確立することもその基盤となる。	経済・財政再生アクション・プログラム	平成27年12月24日	3. 主要分野毎の改革の取組 [3]地方行政改革・分野横断的な取組 (3)地方行政分野における改革	
施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)														
まち・ひと・しごと創生長期ビジョン	平成26年12月27日	Ⅲ. 目指すべき将来の方向 2. 地方創生がもたらす日本社会の姿 (1)自らの地域資源を活用した、多様な地域社会の形成を目指す。 (中略)地方創生においては、人口拡大期のような全国一律のキャッチアップ型の取組ではなく、それぞれの地方が、独自性を活かし、その潜在力を引き出すことにより多様な地域社会を創り出していくことが基本となる。そのためには、地方自らが、将来の成長・発展の種となるような地域資源を掘り起こし、それらを活用していく取組を息長く進めていく必要がある。地域に「ないもの」ではなく、「あるもの」を探していくことや、「ないもの」をチャンスととらえ、チャレンジしていくことが重要となる。また、地方の自主性・自立性を高め、分権型社会を確立することもその基盤となる。														
経済・財政再生アクション・プログラム	平成27年12月24日	3. 主要分野毎の改革の取組 [3]地方行政改革・分野横断的な取組 (3)地方行政分野における改革														

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄のかっこ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「—」となることもある。

※5 表中の「AP」とは、「経済・財政再生アクション・プログラム」(平成27年12月24日経済財政諮問会議決定)であり、「KPI」は、進捗管理や測定に必要な主な指標(Key Performance Indicator)のことである。

主要な政策に係る政策評価の事前分析表(平成28年度実施政策)

平成28年5月23日(月) 時点

(総務省28-⑦)

政策(※1)名	政策7:選挙制度等の適切な運用		担当部局課室名	自治行政局選挙部選挙課、管理課、政治資金課他3室	作成責任者名	自治行政局選挙部管理課長 高橋 秀禎	
	政策の概要					分野【政策体系上の位置付け】	選挙制度等
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	民主政治の健全な発達可期されている現状を踏まえ、民主政治の健全な発達に寄与するため、選挙制度、政治資金制度等を適切に運用する。					政策評価実施予定時期	平成30年8月
施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値)	目標(値)	年度ごとの目標(値)		測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠	
				年度ごとの実績(値)(※2)			
		基準年度	目標年度	28年度	29年度		
公職選挙法の趣旨に則り、選挙制度の確立に寄与すること	① 有権者が投票しやすい環境整備の方策等の検討 <アウトプット指標>	有権者が投票しやすい環境整備の方策等の検討の実施	27年度	有権者が投票しやすい環境整備の方策等の検討の適切な実施	29年度	有権者が投票しやすい環境整備の方策等の検討の適切な実施	投票率が低下傾向にある中、現在の地方公共団体におけるICT化の進展や関連制度・機器の整備状況等を踏まえて、有権者が投票しやすい環境を一層整備し、国政選挙・地方選挙における投票率の向上に努めていく必要があることから、指標として設定。
	—	—	—	—	—	—	—
	2 選挙制度に関する調査研究 <アウトプット指標>	選挙制度に関する調査研究の適切な実施	27年度	選挙制度に関する調査研究の適切な実施	29年度	選挙制度に関する調査研究の適切な実施	選挙制度や適正な選挙手続へ関心の高まり等の事情を踏まえて、選挙の管理執行等から明らかとなった問題に対応した調査研究を指標として設定。
	—	—	—	—	—	—	—
公明かつ適正な選挙執行を実現するため、国民の選挙に対する意識を向上させること	3 常時啓発事業の実施等 <アウトプット指標>	参加・実践等を通じた政治意識の向上事業や主権者教育推進方策のさらなる推進を図り実施。	27年度	参加・実践等を通じた政治意識の向上事業や主権者教育推進方策のさらなる推進を図り実施。	29年度	参加・実践等を通じた政治意識の向上事業や主権者教育推進方策のさらなる推進を図り実施。	いずれの選挙においても投票率が低下傾向にあり、特に若者の投票率が著しく低い中、選挙権年齢が18歳以上に引き下げられたことを踏まえ、選挙が公明かつ適正に行われるよう、新たに投票の権利を得る若者を含め、選挙人の政治意識の向上を図っていくことが重要であることから、主権者教育の推進等も考慮し、常時啓発事業の実施等を指標として設定。 ※主権者教育とは、「若者の政治意識の向上」、「将来の有権者である子供たちの意識の醸成」、「地域の明るい選挙推進協議会活動の活性化」を柱とした取組を進めることなどにより、国や社会の問題を自分の問題として捉え、自ら考え、判断し、行動していく「主権者」を育てるもの。
	—	—	—	—	—	—	—

<p>公明かつ適正な国民投票の執行を実現するため、国民投票制度の認知度を高めること</p>	<p>4</p>	<p>憲法改正国民投票制度の周知啓発 ＜アウトカム指標＞</p>	<p>制度の認知度：約65%（第18回統一地方選意識調査報告書（平成28年2月現在）による）</p>	<p>27年度</p>	<p>制度の認知度：80%以上</p>	<p>29年度</p>	<p>制度の認知度：80%以上</p>	<p>国民投票権年齢を18歳に引き下げる等を内容とする憲法改正国民投票法改正法が平成26年6月20日に公布・施行され、施行後4年以降は投票権年齢が18歳に引き下がることを踏まえ、制度内容を有権者、選挙管理委員会等へ周知啓発を行う必要があるため、指標として設定。</p>
<p>政治資金の透明性を確保すること</p>	<p>5</p>	<p>総務大臣届出政治団体の収支報告書提出率（収支報告書定期公表率） ＜アウトプット指標＞</p>	<p>政党本部：100% 政党支部：98.9% 政治資金団体：100% 【平成26年分収支報告】</p>	<p>27年度</p>	<p>政党、政治資金団体について、提出率100%</p>	<p>29年度</p>	<p>政党、政治資金団体について、提出率100%</p>	<p>政治資金の収支については、それぞれの政治団体の収支報告書の公開を通じて国民の監視の下に置かれており、その是非など収支報告書の内容に対する判断は、国民に委ねられているものであり、収支報告書の提出率が高まることは、政治資金の透明性確保につながることから、指標として設定。</p>
			<p>国会議員関係政治団体の過去3カ年平均の提出率：95.1% 【平成24年分～平成26年分収支報告】</p>	<p>27年度</p>	<p>国会議員関係政治団体について、過去3カ年平均の提出率以上 【平成26年分～平成28年分収支報告】</p>	<p>29年度</p>	<p>国会議員関係政治団体について、過去3カ年平均の提出率以上 【平成25年分～平成27年分収支報告】</p>	<p>国会議員関係政治団体について、過去3カ年平均の提出率以上 【平成26年分～平成28年分収支報告】</p>
			<p>政治団体全体の過去3カ年平均の提出率：88.4% 【平成24年分～平成26年分収支報告】</p>	<p>27年度</p>	<p>政治団体全体で、過去3カ年平均の提出率以上 【平成26年分～平成28年分収支報告】</p>	<p>29年度</p>	<p>政治団体全体で、過去3カ年平均の提出率以上 【平成25年分～平成27年分収支報告】</p>	<p>政治団体全体で、過去3カ年平均の提出率以上 【平成26年分～平成28年分収支報告】</p>

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額) ^(※3)			関連する 指標 ^(※4)	達成手段の概要等	平成28年度行政事業 レビュー事業番号	
		26年度	27年度	28年度				
(1)	選挙制度等の整備に必要な経費 (参加・実践等を通じた政治意識向上に要する経費を除く。)	後日記載	—	—	1～2,5	後日記載	0025	
(2)	参加・実践等を通じた政治意識向上に要する経費(昭和32年度)				3,4		0026	
(3)	選挙人名簿システム改修費補助金(平成27年度)				1		0027	
	公職選挙法(昭和25年)	—	—	—	1～3	日本国憲法 の精神に則り、衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長を公 選する選挙制度を確立し、その選挙が選挙人の自由に表明せる意思によつて公明且つ適正に行われ ることを確保し、もつて民主政治の健全な発達を期する。		
	日本国憲法の改正手続に関する法律(平成19年)	—	—	—	4	日本国憲法第96条に定める日本国憲法の改正について、国民の承認に係る投票に関する手続を定め るとともに、あわせて憲法改正の発議に係る手続の整備を行う。		
	政治資金規正法(昭和23年)	—	—	—	5	議会制民主政治の下における政党その他の政治団体の機能の重要性及び公職の候補者の責務の重 要性にかんがみ、政治団体及び公職の候補者により行われる政治活動が国民の不断の監視と批判の 下に行われるようにするため、政治団体の届出、政治団体に係る政治資金の収支の公開並びに政治 団体及び公職の候補者に係る政治資金の授受の規正その他の措置を講ずることにより、政治活動の 公明と公正を確保し、もつて民主政治の健全な発達に寄与する。		
政策の予算額・執行額		後日記載			政策に関する内閣の重要政 策(施政方針演説等のうち主な もの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
						—	—	—

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄のかっこ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「—」となることがある。

主要な政策に係る政策評価の事前分析表(平成28年度実施政策)

平成28年5月23日(月) 時点

(総務省28-⑧)

<p>政策^(※1)名</p>	<p>政策8:電子政府・電子自治体の推進</p>						<p>担当部局課室名</p>	<p>大臣官房(企画課個人番号企画室)、 行政管理局(行政情報システム企画課)、 自治行政局(住民制度課、地域政策課地域情報政策室)</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>大臣官房企画課個人番号企画室長 望月 明雄 行政管理局行政情報システム企画課長 橋本 敏 自治行政局住民制度課長 篠原 俊博 自治行政局地域政策課地域情報政策室長 飯塚 秋成</p>		
<p>政策の概要</p>	<p>国民の利便性向上や行政の効率化等を図るため、オンラインによる行政サービスの提供、自治体クラウドの推進等の取組を実施する。</p>								<p>分野【政策体系上の位置付け】</p>	<p>電子政府・電子自治体</p>		
<p>基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】</p>	<p>利用者本位の簡素で効率的な行政の実現が期待されていることを踏まえ、国民の利便性の向上と行政運営の合理化、効率化及び透明性の向上等を図るため、ICTを活用した電子行政を推進する。</p>								<p>政策評価実施 予定時期</p>	<p>平成31年8月</p>		
<p>施策目標</p>	<p>測定指標 (数字に○を付した測定指標は、 主要な測定指標)</p>	<p>基準(値)</p>	<p>目標(値)</p>	<p>年度ごとの目標(値)</p>	<p>年度ごとの実績(値)^(※2)</p>			<p>測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠</p>				
<p>総務省所管府省共通情報システム等の適切な構築・運用等を通じた電子政府の推進を図ること</p>	<p>1 国際連合「電子政府ランキング」における行政オンラインサービスの充実度ランキング <アウトカム指標></p>	<p>4位</p>	<p>平成28年度値以上</p>	<p>30年度</p>	<p>平成26年度値以上</p>	<p>28年度</p>	<p>29年度</p>	<p>30年度</p>	<p>国民にとって利便性の高い電子政府施策を推進する必要性に迫られている現状を踏まえ、ICTの利活用の推進による各国における成熟度を測る国連の電子政府ランキングの指標のうち、市民と政府の双方向性の確保や手続のオンライン化等、中央政府における行政オンラインサービスの充実度を測るランキングを目標に設定。 目標(値)としては、2年に一度実施される国際ランキングを目標指標として置くことにより、電子政府の取組の実施状況を包括的に捉え、平成28年度においては、平成26年度実施のランキングを上回ることを目指すとして設定。</p>			
	<p>2 電子政府の総合窓口(e-Gov)へのアクセス件数 <アウトプット指標></p>	<p>392,457千件</p>	<p>522,360千件以上</p>	<p>30年度</p>	<p>431,703千件以上</p>	<p>474,873千件以上</p>	<p>522,360千件以上</p>	<p>27年度</p>	<p>30年度</p>	<p>27年度からAPI機能を通してe-Govの電子申請を利用できるようになったことを踏まえ、行政の総合的なポータルサイトである「電子政府の総合窓口(e-Gov)」へのアクセス件数は、国民のオンラインによる行政サービスの活用状況と質の向上を測るのに適切であり、またAPI機能経由の利用者数も測定できるため、測定指標として設定。 目標(値)は、e-Govの掲載内容の充実等を行うことで、毎年度前年度比10%増を目指すとして、平成28年度におけるアクセス件数4億3,170万件(平成27年度比3925万件増)以上を設定。</p>		
	<p>3 情報システム統一研修(集合研修)の定員 <アウトプット指標></p>	<p>920人</p>	<p>1,200人以上</p>	<p>30年度</p>	<p>1,000人以上</p>	<p>1,100人以上</p>	<p>1,200人以上</p>	<p>27年度</p>	<p>30年度</p>	<p>政府におけるシステム管理、業務改革、セキュリティに関する知識・経験を有する人材が不足している現状にあることを踏まえ、情報システムを活用した業務改革・サービス向上等が行える高度な人材を多数育成するためには、情報システム統一研修(集合研修)による質の高い研修を提供するだけでなく、十分な受入体制を計画的に整備し、受講生が所定のカリキュラムを修了できるようにすることが肝要であることから、政府におけるIT人材の十分な育成を実施するための指標として、同研修の集合研修の定員を測定指標として設定。 職員のICT能力、情報システムのマネジメント力を育成し、電子行政推進の担い手を輩出するために、情報システム統一研修の研修プログラムの見直し(コースの新設等)を行い、集合研修の受入定員を28年度1,000人以上、30年度1,200人以上を目指す。</p>		

	4	電子決裁に要する期間の短縮 ＜アウトプット指標＞	40.1 時間	26年度	32 時間以内	30年度	38 時間以内	35時間以内	32 時間以内	電子決裁率については、各府省において積極的に取り組んだ結果、27年度上半期の時点で政府全体で78.8%となり、また、ほとんどの府省においても60%を超えており、主要成果指標(KPI)の目標である60%を既に超えるなど着実に向上していることを踏まえ、電子決裁を定着させる次の取組として一部低調府省に対してはベストプラクティスを横展開するなど個別フォローを実施するほか、「国・地方IT化・BPR推進チーム 第一次報告書」(平成27年6月29日)ガバメント関係会議ワーキンググループ)において、大臣等政務の決裁処理の電子化を進めるため、タブレット利用型アプリの開発することで事務処理の一貫した電子化を進めるなど業務の迅速化を図ることを目的に平成30年度までに電子決裁に要する期間を32時間以内まで短縮させるとされたため、これを指標として設定。 基準年度については、同報告書において、主要成果指標(KPI)として「電子決裁に要する期間の短縮(平成27年3月実績平均40.1時間→目標(平成30年度)32時間以内)」とされていることから、平成26年度に設定している。
地方公共団体の情報化を推進し、 便利な行政サービスを提供するとともに、 効率的で災害に強い電子自治体を実現すること	⑤	クラウド導入市区町村数 ＜アウトプット指標＞ 【AP改革項目関連:地方行政 財政改革・分野横断的な取組⑮】 【APのKPI】	550団体	26年度	約1,000団体	29年度	約1,000団体			国・地方行政のIT化と業務改革を同時・一体的に推進することが必要となっている現状を踏まえるとともに、「世界最先端IT国家創造宣言」や、「電子自治体の取組みを加速するための10の指針」等に沿って、各地方公共団体が自治体クラウドの導入に主体的に取り組むことで、コスト削減、業務負担の軽減、業務の共通化・標準化、セキュリティ水準の向上、災害に強い基盤構築(データのバックアップの確保、業務の継続性)等につながると考えられることから、自治体クラウドを中心としたクラウド導入市区町村数を指標として設定。 「クラウド導入市区町村数」の基準年度及び目標年度は経済・財政再生アクション・プログラムのKPIに合わせている。 【参考】 ・「電子自治体の取組みを加速するための10の指針」を地方公共団体へ通知、公表した(平成26年3月24日)。 ・平成27年4月1日時点のクラウド導入市区町村数 728団体【クラウド導入市区町村数について、APのKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、APのKPIと同じ指標を測定指標として設定】
	6	地方行政統計等における情報通信メディアの活用 ＜アウトプット指標＞	地方行政の施策に係る基礎データベースの作成・管理・統計処理等の実施。	27年度	地方行政の施策に係る基礎データベースの作成・管理・統計処理等の実施。	30年度	地方行政の施策に係る基礎データベースの作成・管理・統計処理等を実施。	地方行政の施策に係る基礎データベースの作成・管理・統計処理等を実施。	地方行政の施策に係る基礎データベースの作成・管理・統計処理等を実施。	地方行政に関する基礎データベースを確保することが重要となっている現状を踏まえ、地方行政の施策に係る基礎データの収集・分析を行い、各種業務の遂行、各種施策の立案及び統計データの作成等を行うことが、地方行政の施策の安定的運用に寄与すると考えられることから、指標として設定。
	7	・災害時等における情報通信メディアの活用 ・災害時等に活用する情報通信メディアの降雨減衰等による年間の不稼働率 ＜アウトプット指標＞	・地方公共団体及び防災関係機関等における、通信衛星を利用した防災情報及び行政情報の伝達等を行うネットワークの安定的な運用を実施。 ・不稼働率:0.2%	27年度	・地方公共団体及び防災関係機関等における、通信衛星を利用した防災情報及び行政情報の伝達等を行うネットワークの安定的な運用を実施。 ・不稼働率:0.2%以下	30年度	・地方公共団体及び防災関係機関等において、通信衛星を利用することによって、防災情報及び行政情報の伝達等を行うネットワークの安定的な運用を実施。 ・不稼働率:0.2%以下	・地方公共団体及び防災関係機関等において、通信衛星を利用することによって、防災情報及び行政情報の伝達等を行うネットワークの安定的な運用を実施。 ・不稼働率:0.2%以下	・地方公共団体及び防災関係機関等において、通信衛星を利用することによって、防災情報及び行政情報の伝達等を行うネットワークの安定的な運用を実施。 ・不稼働率:0.2%以下	災害時の行政情報の伝達手段を確保することが重要となっている現状を踏まえ、全国の地方公共団体及び防災関係機関等において、通信衛星を利用し、防災情報及び行政情報の伝達等を行うネットワークを安定的に運用することが、防災及び地域社会における情報通信の高度化に寄与すると考えられることから、指標として設定。 不稼働率:0.2%は、技術的な基準や事業者からのヒアリング等に基づき算出したもの。
	8	電子行政サービスの改善 方策に関する調査研究及び情報提供 ＜アウトプット指標＞	電子行政サービスの在り方について調査研究及び情報提供を実施すること等により、各地方公共団体の主体的な取組を支援し、電子行政の推進を加速。	27年度	地方公共団体における情報システムを活用した行政サービスの改善方策について調査研究及び情報提供を行い、各地方公共団体が効率的な行政運営、住民サービスの向上を行うことを推進。	30年度	地方公共団体が効率的な行政運営、住民サービスの向上を行うことを推進。	地方公共団体が効率的な行政運営、住民サービスの向上を行うことを推進。	地方公共団体が効率的な行政運営、住民サービスの向上を行うことを推進。	国・地方行政のIT化と業務改革を同時・一体的に推進することが必要となっている現状を踏まえるとともに、地方公共団体が、自らの事務がどのように効率化され、住民満足度の向上につながるのかを認識した上で行政サービスを展開することで、行政事務の効率化、住民サービスの向上等につながると考えられることから、指標として設定。

番号制度を導入し、国民の給付と負担の公平性を確保するとともに、国民の利便性の向上、行政運営の効率化を図ること	9	番号制度の基盤となる個人番号付番等システムの構築 ＜アウトプット指標＞	番号制度の基盤となる個人番号付番等システムの構築に関する設計・開発等を開始	24年度	マイナンバーカードの有効性情報提供等のためのシステムの稼働	29年度	マイナンバーカードの有効性情報提供等のためのシステムの設計・開発等を開始	マイナンバーカードの有効性情報提供等のためのシステムの稼働		マイナンバー制度が開始されたことを踏まえて、今後、マイナンバーカード（通知カード含む）を利用した本人確認、個人番号確認、行政サービスの機会が増えることとなる。そのため、通知カード及びマイナンバーカードが「運用中」（一時停止や任意の失効等の状態になっていない状況）であるかどうかの情報を共有化するとともに、マイナンバーカードのICチップ空き領域利用者（行政機関や民間事業者）の業務／事業サーバに、オンラインで、カードが「運用中」であるかどうかの情報を提供することが求められており、そのためのシステムを構築することから、指標として設定。
							—	—		
	10	特定個人情報の情報連携基盤となる情報提供ネットワークシステムの安定的運用 ＜アウトプット指標＞	計画停止や災害による停止を除く主要な業務の稼働率 99.99%以上	28年度	計画停止や災害による停止を除く主要な業務の稼働率 99.99%以上	30年度	99.99%以上	99.99%以上	99.99%以上	総務省は、内閣官房が設計・開発した情報提供ネットワークシステムを平成29年1月に受入れ、その運用を実施。情報提供ネットワークシステムは、特定個人情報を各機関間において情報連携するための基盤となる基幹的なシステムであり、安定的に運用することが重要であることから、指標として設定。 目標値は、システムの設計・開発時に決定した要件定義に基づき設定したものの。
							—	—	—	

達成手段 (開始年度)	予算額(執行額)※3			関連する 指標※4	達成手段の概要等	平成28年度行政事業 レビュー事業番号	
	26年度	27年度	28年度				
(1) 情報システム高度化等推進事業(平成16年度)	後日記載		213百万円	—	後日記載	0028	
(2) 総務省LAN整備・運用事業(平成12年度)			3,184百万円	—		0029	
(3) 総務省共通基盤支援設備・運用等事業(平成14年度)			121百万円	—		0030	
(4) 総務省ホームページ運営事業(平成12年度)			98百万円	—		0031	
(5) 電子政府関連事業(政府情報システム基盤整備)(平成15年度)			12,649百万円	—		0032	
(6) 総務省所管府省共通情報システムの一元的な管理・運営(平成15年度)			647百万円	1.4		0033	
(7) 電子政府関連事業(IGT人材育成)(昭和35年度)			92百万円	3		0034	
(8) 電子政府関連事業(国民利便性向上・行政透明化)(平成13年度)			991百万円	1.2		0035	
(9) 住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ対策経費(平成15年度)			5百万円	—		0036	
(10) 地方行財政統計等・災害時等における情報通信メディアの活用に要する経費(平成23年度)			75百万円	6.7		0037	
(11) 電磁的記録式投票導入支援経費(平成14年度)			9百万円	—		0038	
(12) 政治資金・政党助成関係申請・届出オンラインシステム運営等経費(平成16年度)			124百万円	—		0039	
(13) 地方財政決算情報管理システム等運営経費(平成13年度)			188百万円	—		0040	
(14) 自治体クラウドの取組の加速に向けた調査研究等(平成23年度)			67百万円	5		0041	
(15) 社会保障・税番号制度の導入及び利活用の検討に要する経費(個人番号カードの普及・利活用に要する経費)(平成24年度)			16百万円	8		0042	
(16) 社会保障・税番号制度の導入及び利活用の検討に要する経費(携帯電話を利用した公的個人認証サービスに要する経費)(平成24年度)			80百万円	8		0043	
(17) 社会保障・税番号制度の導入及び利活用の検討に要する経費(個人番号を活用した今後の行政サービスのあり方に関する研究会に要する経費)(平成24年度)			—	8		0044	
(18) 電子調達システムの維持運用(平成23年度)			646百万円	—		0045	
(19) 社会保障・税に関わる番号制度に関するシステム構築等に要する経費(平成25年度)			15,128百万円	8		0046	
(20) 番号制度の実施に必要なシステム整備等事業(平成24年度)			3,412百万円	9		0047	
(21) 地方税務システムの社会保障・税に関わる番号制度との連携・活用のための検討に要する経費(平成23年度)			—	—		0048	
(22) 電子行政サービスの改善方法に関する調査研究(平成25年度)			12百万円	10		0049	
(23) 人事・給与関係業務情報システムの運用支援業務(平成25年度)			—	—		0050	
(24) 不在者投票の投票用紙等のオンライン請求(平成27年度)			1百万円	—		0051	
政策の予算額・執行額	後日記載			政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
	後日記載				後日記載		

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄のかつ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「—」となることもある。

※5 表中の「AP」とは、「経済・財政再生アクション・プログラム」(平成27年12月24日経済財政諮問会議決定)であり、「KPI」は、進捗管理や測定に必要な主な指標(Key Performance Indicator)のことである。

主要な政策に係る政策評価の事前分析表(平成28年度実施政策)

平成28年5月23日(月) 時点

(総務省28-9)

政策 ^(※1) 名	政策9:情報通信技術の研究開発・標準化の推進				担当部局課室名	情報通信国際戦略局 技術政策課 他3課室 総合通信基盤局 データ通信課 他2課室 情報流通行政局 情報セキュリティ対策室	作成責任者名	情報通信国際戦略局 技術政策課長 野崎 雅稔	
政策の概要	我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現に向けて、情報通信技術の研究開発及び標準化を積極的に推進する。						分野【政策体系上の位置付け】	情報通信(ICT政策)	
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	我が国が超高齢社会を迎え、国際的な経済競争が厳しくなる中で、新たな価値創造を図り持続的に成長していくためには、経済社会活動全般の基盤及び国民生活の安全・安心を守る基盤であるとともに、今後とも重要な産業であるICT分野が力強く成長し、市場と雇用を創出していく必要がある。このような現状を踏まえ、情報通信技術(ICT)によるイノベーションを創出し、我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現に向けて必要な技術を確立するため、ICTの研究開発・標準化を推進する。						政策評価実施予定時期	平成31年8月	
施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値)	目標(値)		年度ごとの目標(値)			測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠	
			基準年度	目標年度	年度ごとの実績(値) ^(※2)				
					28年度	29年度	30年度		
我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現に向けて、必要な情報通信技術の研究開発課題及び研究開発目標を適切に設定し、着実に研究開発を推進するとともに、研究開発目標を達成すること	① 研究開発課題の終了時における外部専門家による評価において、当初の見込みどおりかそれを上回る成果があったと判定された課題の割合 <アウトプット指標>	●% (25年度～27年度の平均) (平成28年9月頃公表予定)	27年度	90%以上 (28年度～30年度の平均)	30年度	90%以上 (26年度～28年度の平均)	90%以上 (27年度～29年度の平均)	90%以上 (28年度～30年度の平均)	我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現に向けて、着実に研究開発を推進するとともに、研究開発目標の達成に向け着実に取り組む必要がある。このような現状を踏まえ、研究開発の進捗及び目標達成度を客観的に評価・把握するため、研究開発課題の終了時における外部専門家による評価(研究開発期間終了年度の翌年度に実施)を指標として設定。基準値は平成25年度～平成27年度の実績値の平均値。 《各年度の測定指標の実績値》 平成25年度:93% 平成26年度:93% 平成27年度:評価実施中(平成28年9月頃公表予定) 目標値の設定にあたっては、本政策で行う研究開発が、民間のみでは取り組むことが困難なハイリスクな研究開発課題について、諸外国に先んじて取り組み、我が国の国際競争力の強化を目指すものであることから、「科学技術イノベーション総合戦略」(平成27年6月19日閣議決定)において「新たな価値創造は多くの失敗の上に成り立つ」とあるように、一定程度の失敗がやむを得ないものであることを踏まえて定めている。基準値や実績値についても同様。なお、研究開発の実施にあたっては、日頃からの調整や研究開発評価等のマネジメントを通じ、高い実績値を得られるよう取り組んでいるところ。
	2 適切なPDCAサイクルのもとで研究開発施策を実施するための研究開発評価の着実な実施 <アウトプット指標>	平成15年4月に外部専門家等による第1回情報通信技術の研究開発の評価に関する会合を開催し評価を実施	15年度	研究開発フェーズごとにおける研究開発評価の着実な実施	30年度	研究開発フェーズごとにおける研究開発評価の着実な実施	研究開発フェーズごとにおける研究開発評価の着実な実施	研究開発フェーズごとにおける研究開発評価の着実な実施	我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現に向けて、必要な情報通信技術の研究開発課題及び研究開発目標を適切に設定し、着実に研究開発を推進するとともに、研究開発目標の達成に向け着実に取り組む必要がある。このような現状を踏まえ、適切なPDCAサイクルのもとで研究開発施策を実施するため、国の研究開発評価に関する大綱的指針(内閣総理大臣決定)において研究開発評価(事前評価、採択評価、継続評価(中間評価)、終了評価、追跡評価)を実施することが定められていることから指標として設定。 《参考:各年度の情報通信技術の研究開発の評価に関する会合の開催数》 平成25年度:8回 平成26年度:6回 平成27年度:6回

	3 研究開発課題の適切かつ着実な実施 ＜アウトプット指標＞	研究開発課題の適切かつ着実な実施 (参考:平成27年度における主な研究開発課題と件数は「巨大データ流通を支える次世代光ネットワーク技術の研究開発」、「グローバルコミュニケーション計画の推進-多言語音声翻訳技術の研究開発及び社会実証-」等の154件)	27年度	研究開発課題の適切かつ着実な実施	30年度	研究開発課題の適切かつ着実な実施	研究開発課題の適切かつ着実な実施	研究開発課題の適切かつ着実な実施	<p>我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現に向けて、必要な情報通信技術の研究開発課題及び研究開発目標を適切に設定し、着実に研究開発を推進する必要がある。このような現状を踏まえ、研究開発課題の設定時から終了時まで、研究開発の効果的・効率的な推進を図るため、外部専門家による評価も踏まえて、研究開発課題の適切かつ着実な推進を実施する必要があることから指標として設定。</p> <p>《参考:各年度における主な研究開発課題と件数》 平成25年度: 「ビッグデータ時代に対応するネットワーク基盤技術の確立」等の218件 平成26年度: 「海洋資源調査のための次世代衛星通信技術に関する研究開発」、「スマートなインフラ維持管理に向けたICT基盤の確立」等の191件 平成27年度: 「巨大データ流通を支える次世代光ネットワーク技術の研究開発」、「グローバルコミュニケーション計画の推進-多言語音声翻訳技術の研究開発及び社会実証-」等の154件</p> <p>なお、各年度における主な研究開発課題と件数については、当該指標に係る活動量の目安として参考までに記載しているものであり、件数等の値そのものが指標となるものではない。</p>
我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現のために必要な技術の確立・普及を推進するため、研究開発の成果を展開するとともに、戦略的に標準化活動を推進し、「グローバルスタンダード」の策定に貢献すること	4 研究開発成果の普及状況(標準化、実用化又は特許を取得した課題の割合) ＜アウトカム指標＞	95% (25年度～27年度の平均)	27年度	90%以上 (28年度～30年度の平均)	30年度	90%以上 (26年度～28年度の平均)	90%以上 (27年度～29年度の平均)	90%以上 (28年度～30年度の平均)	<p>我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現のために必要な技術の確立・普及を推進するためには、研究開発成果の展開に向け着実に取り組む必要がある。このような現状を踏まえ、研究開発成果の普及状況を定量的に評価・把握するため、各年度の追跡評価課題における標準化、実用化又は特許取得の状況を指標として設定。基準値は平成25年度～27年度の実績値の平均値。</p> <p>《各年度の測定指標の実績値》 平成25年度:100% 平成26年度:86% 平成27年度:100%</p> <p>目標値の設定にあたっては、標準の獲得、研究開発成果の実用化および特許の取得等の成果を得るためには、研究開発終了後、相応の時間を要する場合が一般的であることを踏まえて定めている。基準値や実績値についても同様。なお、研究開発の実施にあたっては、日頃からの調整や研究開発評価等のマネジメントを通じ、高い実績値を得られるよう取り組んでいるところ。</p> <p>※追跡評価:研究開発成果の展開状況等を評価 (研究開発終了後5年を目途に実施)</p>
	⑤ 標準化提案の検討における規格等の策定支援件数 ＜アウトプット指標＞	6件	27年度	6件以上	30年度	6件以上	6件以上	6件以上	<p>我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現のために必要な技術の確立・普及を推進するためには、戦略的な標準化活動の推進や、「グローバルスタンダード」の策定に貢献する必要がある。このような現状を踏まえ、情報通信技術の標準化の推進状況を定量的に把握するため、標準化提案の検討における規格等の策定支援件数を指標として設定。</p> <p>《各年度の測定指標の実績値》 平成25年度:6件 平成26年度:6件 平成27年度:6件</p>

達成手段 (開始年度)	予算額(執行額) <small>(※3)</small>			関連する 指標 <small>(※4)</small>	達成手段の概要等	平成28年度行政事業 レビュー事業番号
	26年度	27年度	28年度			
(1) 準天頂衛星時刻管理系設備の運用に必要な経費 (平成24年度)	後日記載	後日記載	57百万円	—	後日記載	0053
(2) 戦略的情報通信研究開発推進事業 (平成14年度)			1,542百万円	1,3		0054
(3) ネットワーク仮想化技術の研究開発 (平成24年度)			—	1,3,4		0055
(4) 情報通信分野の研究開発に関する調査研究 (平成4年度)			29百万円	2		0056
(5) 情報通信分野における戦略的な標準化活動の推進 (平成16年度)			137百万円	5		0057
(6) ICT環境の変化に対応した情報セキュリティ対応策の推進事 業 (平成23年度)			400百万円	1,3,4		0058
(7) 国際連携によるサイバー攻撃予知・即応技術の研究開発 (平成23年度)			—	1,3,4		0059
(8) ICTイノベーション創出チャレンジプログラム (平成26年度)			250百万円	1,3		0060
(9) G空間プラットフォーム構築事業(時々刻々と変化するリアルタイム 情報を活用するために必要な技術の研究開発) (平成26年度)			—	1,3,4		0061
(10) 海洋資源調査のための次世代衛星通信技術に関する研究開発 (平成26年度)			81百万円	1,3,4		0062
(11) スマートなインフラ維持管理に向けたICT基盤の確立 (平成26年度)			75百万円	1,3,4		0063
(12) 巨大データ流通を支える次世代光ネットワーク技術の研究開発 (平成27年度)			539百万円	1,3,4		0064
(13) グローバルコミュニケーション計画の推進 -多言語音声翻訳技 術の研究開発及び社会実証- (平成27年度)			1,260百万円	1,3,4		0065
(14) 自律型モビリティシステム(自動走行技術、自動制御技術等)の 開発・実証 (平成28年度)			983百万円	1,3,4		新28-0005
(15) IoT共通基盤技術の確立・実証 (平成28年度)			350百万円	1,3,4		新28-0006
(16) 次世代医療・介護・健康ICT基盤高度化事業(補助金) (平成28年度)			300百万円	1,3,4		新28-0007
(17) 南極地域観測事業費(文部科学省からの移替え) (昭和31年度)			—	—		後日 記載
(18) 科学技術イノベーション創出推進費(内閣府からの移替え) (平成26年度)			—	—		

(19)	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充(所得税、法人税) (昭和42年度)	—	—	—	—	当該措置は、企業の法人税額負担を減少させることにより、創意工夫あふれる自主的な研究開発投資を直接促すものである。	—
(20)	技術研究組合の所得計算の特例(法人税) (昭和36年度)	—	—	—	—	技術研究組合は、相互に補完関係を有する複数のパートナーによる共同研究を通じて、成長性の高い成果の創出を目的としている。当該措置は、技術研究組合が試験研究用資産を取得する際の所得計算の特例を講ずること、研究開発の初年度における費用負担軽減を図ることにより、技術研究組合の研究活動を促進するものである。	—
(21)	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置(法人住民税) (昭和60年度)	—	—	—	—	当該措置は、企業の法人税額負担を減少させることにより、創意工夫あふれる自主的な研究開発投資を直接促すものであり、中小企業の研究開発環境を大企業よりも優遇することで、国全体でのイノベーションの促進・ものづくり産業の底上げに加え、地域経済に対しても新規産業・雇用創出等、地域経済の持続的な経済成長の実現につながることから、地方公共団体と国とが丸となって、取り組んでいるものである。	—

政策の予算額・執行額	後日記載	政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
			後日記載		

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄のかっこ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「—」となることもある。

主要な政策に係る政策評価の事前分析表(平成28年度実施政策)

平成28年5月23日(月) 時点

(総務省28-10)

政策 ^(※1) 名	政策10:情報通信技術高度利活用の推進				担当部局課室名	情報流通行政局 情報流通振興課 他5課 情報通信国際戦略局 情報通信政策課 総合通信基盤局 消費者行政課			作成責任者名	情報流通行政局 情報流通振興課長 今川 拓郎
政策の概要	ICTによる生産性向上・国際競争力の強化、ICTによる地域の活性化、誰もが安心してICTを利用できる環境の整備、先進的社会システムの構築を図り、ICTの高度利活用を推進することで、世界最高水準の情報通信技術利活用社会を実現する。					目標(値)	年度ごとの実績(値) ^(※2)			分野【政策体系上の位置付け】
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	我が国の経済再生や様々な社会課題(超高齢社会、地域経済の活性化、社会保障費の増大、大規模災害対策等)を解決するためには、あらゆる領域に活用される万能ツールであるICTの高度利活用の推進が不可欠である。このような現状を踏まえ、全ての国民一人ひとりが「真の豊かさ」を実感できる世界最高水準の情報通信技術利活用社会の実現のため、これまで整備してきたICT利活用のための基盤も活用しながら、ICTによる新たな産業・市場を創出すること、社会課題の解決を推進すること及びICT利活用のための環境整備を実施する。				目標年度		28年度	29年度	30年度	政策評価実施予定時期
施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値)	基準年度		年度ごとの目標(値)			測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠		
			基準年度	目標年度	28年度	29年度	30年度			
ICTによる新たな産業・市場を創出すること	① 国内生産額に占めるICT産業の割合 <アウトカム指標>	全産業中最大規模(平成27年版情報通信白書)	27年度	全産業中最大規模を維持	30年度	全産業中最大規模を維持	全産業中最大規模を維持	全産業中最大規模を維持	情報通信技術(ICT)は、あらゆる領域に活用される万能ツールとして、経済再生や社会的課題の解決に大きく貢献するものである。国内生産額に占めるICT産業の市場規模が大きいことは、ICTによる新たな産業・市場を創出されていることにつながることから、指標として設定。 【参考】 「ICTの経済分析に関する調査」 ・平成27年版 82.2兆円 / 942.3兆円 8.7% ・平成26年版 81.8兆円 / 924.0兆円 8.9% ・平成25年版 82.7兆円 / 918.6兆円 9.0%	
	2 IoT※サービスの普及・展開に向けた啓発事業の実施・利活用モデルの確立 <アウトプット指標> ※IoT(モノのインターネット): 既存の、そして進化する相互運用可能な情報通信技術に基づき、(物理的及び仮想的な)モノを相互接続することによって、先進的なサービスを可能にする情報社会のための世界規模のインフラ 【引用元】ITU-T(国際電気通信連合電気通信標準化部門)勧告 Y.2060(平成24年6月)-IoTの外観	情報通信審議会「IoT政策委員会」において、IoTサービスの重点領域を整理し、平成27年12月に中間答申として公表。	27年度	IoTサービスの普及に向けた啓発事業として公募型の実証事業を5件以上実施し、課題を抽出するとともに、複数の分野においてIoTサービスの利活用モデルを確立。	29年度	平成27年度の検討結果を踏まえ、IoTサービスの普及に向けた啓発事業として公募型の実証事業を5件以上実施し、課題を抽出。	平成28年度に抽出した課題を踏まえ、複数の分野においてIoTサービスの利活用モデルを確立。	IoTサービスの普及・展開に関しては、IoT/ビッグデータ/AI(人工知能)による急速なビジネス・社会変革が進みつつある中、世界の動きに遅れをとることのないよう、我が国としても、新たなビジネスモデル等への対応を進め、新産業・市場の創出を図っていく必要がある。 【参考】「日本再興戦略」改訂2015(平成27年6月30日閣議決定)「IoT・ビッグデータ・人工知能などがもたらす産業構造・就業構造の変革については、世界の動きに遅れをとることのないよう、まずは、産学官の幅広い関係者が連携を進めつつ、足下で既に動きつつある新たなビジネスモデル等への対応を進め、ITを活用した産業競争力の強化に取り組むとともに、人材育成やセキュリティ対策などの喫緊の課題に取り組む必要がある」 一方、制度面・社会面の多岐に渡る課題により、IoTサービスを利活用したモデルケースの普及・展開が十分に進んでいない現状を踏まえ、IoTサービスの普及・展開に向けた啓発事業の実施・利活用モデルの確立を指標として設定。		
	3 4K・8K放送の実現(4K・8K放送の実現メディア数) <アウトカム指標>	4K放送の実現メディア数 3※ ※124/128度CS、CATV、IPTV等 8K放送の実現メディア数 0	27年度	4K放送の実現メディア数 5 ※BS、110度CS、124/128度CS、CATV、IPTV等 8K放送の実現メディア数 1※ ※BS等	30年度	・4K放送の実現メディア数 3 ・8K放送の実現メディア数 0	・4K放送の実現メディア数 3 ・8K放送の実現メディア数 0	・4K放送の実現メディア数 5 ・8K放送の実現メディア数 1	4K・8K放送は、現行ハイビジョンを超える高精細で臨場感と迫力ある映像を提供するものである。その推進は、視聴者利益の向上とともに、4K・8K放送を契機とした新たなサービス・機器の市場の拡大等による成長戦略への貢献を目的としており、「経済財政運営と改革の基本方針2015」(閣議決定)において「4K・8Kなどの高度な映像サービスの実現等」が記載され、「日本再興戦略」改訂2015(閣議決定)、「世界最先端IT国家創造宣言」(閣議決定)、「4K・8K推進のためのロードマップ(2015)」(4K・8Kロードマップに関するフォローアップ会合)において2015年に4K放送を、2018年に8K放送を開始することを目指すこととされたことを踏まえ、当該指標を指標として設定。	

4	放送コンテンツの海外展開の促進 ＜アウトカム指標＞	放送コンテンツ関連 海外市場売上高 (66.3億円)	22年度	放送コンテンツ関連 海外市場売上高 (198.9億円)	30年度	海外の効果的なメディア等において、日本の魅力を発信する事業を実施。	海外の効果的なメディアでの継続的な放送を実施。	放送コンテンツ関連 海外市場売上高 (198.9億円)	放送コンテンツの海外展開は、放送コンテンツを通じた日本の地域産品・サービスの輸出拡大や訪日外国人観光客の増加といった大きな波及効果が期待でき、国家戦略としての「クール・ジャパン戦略」等にも大きく貢献するものである。 日本再興戦略改訂2015(平成27年6月30日閣議決定)において、「2018年度までに放送コンテンツ関連海外市場売上高を現在(2010年度)の約3倍に増加させる」とされていることから、測定指標として「放送コンテンツ関連海外市場売上高」を選定し、目標値を「2010年度の約3倍」に設定。 (これまでの実績) 平成22年度(基準年度) 66.3億円 平成23年度 71.6億円 平成24年度 87.0億円 平成25年度 105.7億円 平成26年度 143.6億円
5	国・地方公共団体・公益事業者等が保有するデータ活用を促進するためのモデル・ガイドラインの確立 ＜アウトプット指標＞	データの利用ルール及び技術的事項に関する検討や、オープンデータ化のメリットの可視化に取り組むことにより、情報流通連携基盤等を活用した技術仕様について、課題の整理等を実施。	27年度	情報流通連携基盤等を活用したオープンデータ・ビッグデータの利活用に係る技術仕様を2件以上確立し、当該技術仕様に沿ったデータ利活用モデルを2件以上確立。	29年度	情報流通連携基盤等を活用したオープンデータ・ビッグデータの利活用に係る技術仕様を2件以上確立。	技術仕様に沿ったデータ利活用モデルを2件以上確立。		国・地方公共団体・公益事業者等によるオープンデータと社会に存在する多種多様な情報であるビッグデータを組み合わせるデータ活用の促進は、創造的新事業・新サービスの創出に資するものとして期待されている。一方、データの公開については政府データカタログサイト試行版「DATA.GO.JP」の本格運用開始(平成26年10月)など、国・地方公共団体等における取組が活発になっているが、公開されたデータが十分に活用されていないことが課題となっているため、データ活用の促進に資する協調領域の整備を目的に、データ活用を促進するためのモデル・ガイドラインの策定を指標として設定するとともに、オープンデータ・ビッグデータの利活用に係る技術仕様の策定、モデルの確立を目標として設定した。
⑥	テレワークの普及啓発の実施 (1)テレワーク導入企業の割合(常用雇用者100人以上の企業) (2)全労働者に占める週1日以上終日在宅で就業する雇用型在宅型テレワーカー数の割合 ＜アウトカム指標＞	・255件のテレワーク導入に関するアドバイス等を実施。 ・専門家派遣の事例集を作成。 【27年度】 (1)11.5% 【24年末】 (2)4.5% 【25年度】 ※指標に該当するテレワーカー数の割合は、平成25年度より取得を開始。	24年度	(1)24年度比で3倍 (2)10%	32年度	・300以上の企業・団体にテレワーク導入に関するアドバイス等を実施。 ・テレワークを広く普及させるため、先進事例等をHP等で積極的に紹介。	・300以上の企業・団体にテレワーク導入に関するアドバイス等を実施。 ・テレワークを広く普及させるため、先進事例等をHP等で積極的に紹介。	・平成28年度から平成30年度の累積で1,000以上の企業・団体にテレワーク導入に関するアドバイス等を実施。 ・テレワークを広く普及させるため、先進事例等をHP等で積極的に紹介。	若者や女性、高齢者、介護者、障がい者を始めとする個々人の事情や仕事の内容に応じて、クラウドなどのICTサービスを活用し、外出先や自宅、さらには山間地域等を含む遠隔地など、場所にとられない就業を可能とし、多様で柔軟な働き方が選択できる社会の実現が求められている。 この現状を踏まえて、「世界最先端IT国家創造宣言」(閣議決定)において、雇用形態の多様化とワーク・ライフ・バランスの実現への取組としてテレワークの普及・促進等が明記されている。同工程表において、2020年には、テレワーク導入企業を2012年度比で3倍、週1日以上終日在宅で就業する雇用型在宅型テレワーカー数を全労働者数の10%以上が目標に定められており、目標達成に向けて施策の進捗状況を計測するため、導入企業の割合及び雇用型在宅型テレワーカー数の割合を指標として設定。 テレワークの普及状態については、より良い推計手法がないか、政府全体でも検討しているところであるが、総務省においては具体的施策の実行状況の方がより適切に測ることができるため、年度毎の目標としてアドバイス等の実施数を設定。さらに、先進事例等を周知公表することにより、直接アドバイス等ができない企業・団体等に対しても、テレワークの普及を促進する。 【参考】 ・平成25年度 (1) 9.3% (2) 4.5% ・平成26年度 (1) 11.5% (2) 3.9% ・平成27年度 (1) 平成28年7月公表予定 (2) 2.7%

7	自治体の業務システムにおける多様なクラウド活用を可能とする情報連携に係る技術仕様の策定 ＜アウトプット指標＞	従来の自治体内に設置しているシステムとクラウド間や、クラウド間における自治体業務システムの情報連携等に係る技術仕様策定のための実証事業を実施。	27年度	住民サービスの向上に資する多様なクラウド活用を可能とする情報連携に係る技術仕様の策定。	30年度	自治体業務システムとパブリッククラウドとの連携方策の検討・実施。	基幹系データの安全・効果的な活用による住民サービス向上のための技術的課題の整理・実証の実施。	住民サービスの向上に資する多様なクラウド活用を可能とする情報連携に係る技術仕様の策定。	世界最先端IT国家創造宣言では、自治体の業務システムの運用コスト削減に繋がるクラウド化を推進することとしているが、大規模自治体のクラウド化が十分に進展していない状況に鑑み、国・地方・IT化BPR推進チーム第一次報告書において「大規模自治体を中心とした、クラウド推進に向けた技術的課題の検討やクラウド移行のためのシステム標準策定等の検討」を行うことが必要としている。 政令指定都市等の大規模自治体は、業務ごとのシステム規模が大きいことなどから、全システムを一括してクラウド化することは困難である。このため、自治体の業務システムにおける多様なクラウド活用を可能とする情報連携に係る技術方策確立のための取組みを、国が自治体・民間事業者の協力を得て進めることが、世界最先端IT国家創造宣言工程表等において謳われている大規模自治体も含めた自治体のクラウド化推進に奇与し、自治体の情報システムの運用コストの削減や住民サービス向上に繋がることから、ICT利活用による社会課題の解決に資するため、指標として設定。 【参考】27年度の実績 「多様なクラウド環境下における情報連携推進事業」により、段階的クラウド化等に向けた技術的課題等の整理、解決に資する技術仕様等の検討等に係る実証システムを構築し、技術検証を実施。
8	我が国が直面する経済・社会の様々な課題に対するICTの果たすべき役割についての総合的な観点からの調査分析の実施 ＜アウトプット指標＞	情報通信政策の立案・遂行のための調査分析を実施・公表（ICTの経済分析に関する調査等）。 （参考）平成27年度「ICTの経済分析に関する調査※」「ICTの進化が雇用と働き方に及ぼす影響に関する調査研究」 ※ICTの経済分析に関する調査：わが国のICTの進展状況を情報通信産業の発展、すなわち生産額、雇用の規模、生産性の変化から把握する一方、その原動力となる情報化投資や情報通信資本ストックを推計した調査。	27年度	適時適切な情報通信政策の立案・遂行のための調査分析の継続的実施・公表。	30年度	適時適切な情報通信政策の立案・遂行のための調査分析の継続的実施・公表（ICTの経済分析に関する調査等）。	適時適切な情報通信政策の立案・遂行のための調査分析の継続的実施・公表。	適時適切な情報通信政策の立案・遂行のための調査分析の継続的実施・公表。	市場実態の変化や国際競争力の動向を把握し、経済・社会の課題解決に果たすICTの役割を総合的に分析することは、情報通信政策の立案・遂行の基礎資料となる。また、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法第14条（統計等の作成及び公表）において、政府が高度情報通信ネットワーク社会の形成に資する資料を作成し、公表しなければならないとされていることから、指標として設定。 【参考】調査分析の主な実績 ・平成26年度 「ICTの経済分析に関する調査」「グローバルICT産業の構造変化及び将来展望等に関する調査研究」 ・平成25年度 「ICTの経済分析に関する調査」「ICTの進化がもたらす社会へのインパクトに関する調査研究」

ICT利活用により社会課題の解決を推進すること

9	<p>医療・介護・健康分野におけるICTを活用したICTシステムに関する技術仕様等の策定、モデルの確立 <アウトプット指標></p>	<p>・医療・介護情報や健康情報、生活情報等を総合的に連携させるプラットフォーム(デジタル基盤)のモデルを5件策定。 ・高品質で低廉な医療を実現するため、在宅医療・介護分野を含む医療機関等のクラウド等を活用した情報連携モデルを2件策定。 ・健康増進・予防に対するインセンティブの付与や効果的な保健事業の実施に向けた健診データ、レセプトデータ等のビッグデータ解析・連携モデルを2件策定。</p>	27年度	<p>8K技術を活用した遠隔医療のモデル及びモバイル端末等を活用した遠隔医療や医療・介護連携等のモデルを構築。</p>	29年度	<p>8K技術を活用した遠隔医療のモデルを構築。</p>	<p>モバイル端末等を活用した遠隔医療や医療・介護連携等のモデルを構築。</p>		<p>情報連携の迅速化・効率化や情報の蓄積・分析手法の高度化を通じて、医療の質の向上、医療費の適正化及び健康寿命の延伸等、超高齢社会における社会的課題の解決に資するものとして、ICT利活用が求められている。健康・医療戦略(平成26年7月22日閣議決定)においては、「世界最先端の医療の実現のための医療・介護・健康に関するデジタル化・ICT化」が柱の一つに位置付けられており、社会保障費の増大や生産年齢人口の減少等の社会的課題の解決に向けて新たに講ずべき具体的施策として、医療・介護・健康分野のデジタル基盤の構築・利活用の推進が掲げられていることを踏まえ、当該目標を指標として設定。</p>
10	<p>ICTを活用した街づくりの普及展開を実施 <アウトプット指標></p>	<p>これまでのICT街づくり実証プロジェクトにおいて得られた成果等の普及展開に向けて、「ICTまち・ひと・しごと創生推進事業」を18地域で実施し、平成27年度の目標値としていたICT街づくりの普及展開を実施。</p>	27年度	<p>これまでのICT街づくり実証プロジェクトにおいて得られた成果等の普及展開を実施。</p>	29年度	<p>これまでのICT街づくり実証プロジェクトにおいて得られた成果等の普及展開を実施。</p>	<p>これまでのICT街づくり実証プロジェクトにおいて得られた成果等の普及展開を実施。</p>		<p>農業、医療、防災など各分野で地域が直面する課題の解決や地域活性化が求められている。こうした現状の課題を解決するにあたって、ICTは各分野で横断的に活用できる有効なツールであることから、これまでICT街づくり実証プロジェクトを実施し、成功モデルを構築してきたところ。「ICT街づくり推進会議」における検討や「経済財政運営と改革の基本方針」、「日本再興戦略」、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「世界最先端IT国家創造宣言」を踏まえ、これら成果等の普及展開により、各地域が直面する課題解決等に貢献するため、普及展開に取り組む地方公共団体や民間事業者等の初期投資・継続的な体制整備等にかかる経費を補助する「ICTまち・ひと・しごと創生推進事業」の実施を指標として設定。 【参考】「ICTまち・ひと・しごと創生推進事業」を実施した地域の件数 平成27年度：18地域</p>
11	<p>いつでも、どこでも、端末やOSを選ばず、多様なデジタル教材を低コストで利用可能な「教育クラウド・プラットフォーム」の技術標準の確立及び普及活動の実施 <アウトプット指標></p>	<p>実証実験を通じ、教育クラウド・プラットフォームの技術標準の確立及びその普及等に向けた検討を実施。</p>	27年度	<p>平成29年3月末までに教育クラウド・プラットフォームの技術標準の確立及び「クラウド導入ガイドブック」の策定し、平成29年4月以降に総務省ホームページ等で公表。</p>	28年度	<p>平成29年3月末までに教育クラウド・プラットフォームの技術標準の確立及び「クラウド導入ガイドブック」を策定し、平成29年4月以降に総務省ホームページ等で公表。</p>			<p>いつでも、どこでも、端末やOSを選ばず、多様なデジタル教材を低コストで利用可能な「教育クラウド・プラットフォーム」は、少子化や地域格差など、教育における課題解決に資するものである。一方、我が国においては教育クラウド・プラットフォームの技術標準が存在しておらず、「世界最先端IT国家創造宣言」も踏まえ、利用者の利便性向上等のために技術標準の策定を、3年事業の最終年度である平成28年度に確実に達成するよう目標設定した。あわせて、全国の学校において、当該標準に準拠したクラウド・プラットフォームの導入が進むよう、ガイドブックを策定することも事業最終年度の目標として設定した。</p>

12	クラウドと地域民間人材を活用した、プログラミング教育実施モデルの確立 <アウトプット指標>	プログラミング教育の現状と課題等に関し、プログラミング教育を行う民間事業者等に対する実施状況等のヒアリング等を実施。	27年度	クラウドと地域民間人材を活用した、プログラミング教育実施モデルのガイドラインを確立し、民間コンソーシアムを通じて普及活動を実施。	29年度	実証実験を通じ、クラウドと地域民間人材を活用した、プログラミング教育実施モデルの確立に向けた課題等の整理を実施。	クラウドと地域民間人材を活用した、プログラミング教育実施モデルのガイドラインを確立し、民間コンソーシアムを通じて普及活動を実施。	プログラミング教育は、論理的思考力や課題解決能力を高めるものであるとともに、あらゆるものがインターネットにつながるIoT時代の社会にあって、不可欠の知識・スキルとなっている。一方、指導者の不足や実施コスト等の問題から、我が国においては未だ十分に普及していない状況にあることを踏まえ、クラウドや地域の民間人材を活用した効率的・効果的な実施モデルを構築することを指標として設定するとともに、2年事業の最終年度である平成29年度にガイドラインとしてとりまとめ、公表すること等を目標として設定した。
13	(1)ICTによる地球温暖化対策に関するITU-T※(電気通信標準化部門)の今期研究会期(25年度～28年度)標準化活動における勧告等 (2)ITU-Tの今期研究会期(25年度～28年度)標準化活動における我が国側からの寄書提案数 <アウトプット指標> ※基準(値)は25年度の件数、目標(値)は25年度～28年度の合計件数 ※ITU(国際電気通信連合)の部門の一つで、通信分野の標準策定を担当	(1)ITU-Tに寄書提案を行うとともに、会合等において我が国の考え方を主張し、各国との調整等を行うことで、我が国の意見が勧告案に反映。 (2)累計7件	25年度	(1)勧告化に向けた標準化活動を実施。 (2)累計25件以上	28年度	(1)勧告化に向けた標準化活動を実施。 (2)累計25件以上		地球的課題である地球温暖化問題への取組は我が国の喫緊の課題となっており、IT国家創造宣言工程表においても、IT活用による諸課題の解決に資する取組として、グリーンICTの推進が掲げられていることを踏まえ、国内におけるICT活用による環境負荷軽減に向けた先進的な取組事例等の成果から得られたベストプラクティスやICT活用による環境影響評価手法等について国際標準化を図ることで、ICT活用による環境負荷軽減の取組を促進するとともに、本分野での国際競争力強化を図るため、ITU-Tの活動に積極的に関与・貢献する必要があることから、ITUにおける勧告化に向けた標準化活動における我が国側からの寄書提案を指標として設定した。
14	障害者・高齢者向けのICTサービスの充実を図るための取組の実施 <アウトプット指標>	(1)障害者差別解消法の施行、ウェブアクセシビリティの規格(JIS)の改正等を踏まえて、公的機関のウェブアクセシビリティ向上に向けた取組の手順等を示す「みんなの公共サイト運用ガイドライン」及びウェブアクセシビリティのチェックツール「miChecker」を改定。 (2)高齢者・障害者向けのICT機器・サービスの開発・提供を実施する民間企業等に助成を実施。 (3)情報アクセシビリティに配慮した電子書籍の規格標準化等の推進、ガイドラインに基づき作成した読み上げ対応電子書籍の検証・評価等を実施。	27年度	(1)公的機関のホームページ等に関し、ウェブアクセシビリティの規格(JIS)対応促進を実施。 (2)高齢者・障害者向けのICT機器・サービスの開発・提供を行う民間企業等に助成を実施。 (3)情報アクセシビリティに配慮した電子書籍の規格標準化の推進や普及促進のための仕組み作り等の実施。	30年度	(1)公的機関向けウェブアクセシビリティ講習会を開催し、公的機関のウェブアクセシビリティの取組を実施。 (2)高齢者・障害者向けのICT機器・サービスの開発・提供を実施する民間企業等に助成を実施。 (3)情報アクセシビリティに配慮した電子書籍の規格標準化の推進やガイドラインに基づき作成した読み上げ対応電子書籍のコスト低減施策の検討等を実施。	(1)公的機関のホームページ等に関し、ウェブアクセシビリティの規格(JIS)対応促進を実施。 (2)高齢者・障害者向けのICT機器・サービスの開発・提供を行う民間企業等に助成を実施。 (3)情報アクセシビリティに配慮した電子書籍の規格標準化の推進や普及促進のための仕組み作り等の実施。	ICTの進展は、日常生活をはじめとする多くの場面において様々な恩恵をもたらしている一方、障害や年齢等により、その恩恵を十分に享受できていない者も多く存在している。このようなデジタル・ディバイドを解消し、誰もがICTの恩恵を享受できる社会の実現が求められており、障害者基本計画(平成25年9月閣議決定)では、国が取り組むべき施策分野として情報アクセシビリティの向上が掲げられているところ。具体的には、障害者に配慮した情報通信機器及びサービス等の企画、開発及び提供の促進、アクセシビリティに配慮された電子出版の普及に向けた取組の推進、地方公共団体等の公的機関におけるウェブアクセシビリティの向上への取組の促進等が明記され、高齢者や障害者に対するデジタル・ディバイドの解消に取り組み、情報アクセシビリティの向上に資する必要があることから、指標として設定した。 【参考指標・参考データ】 <(1)について、総務省「地方自治情報管理概要」による地方公共団体のJISへの準拠数> 平成25年度:846団体 平成26年度:948団体 平成27年度:1,055団体 <(2)について、各年度の助成件数> 平成24年度:12件 平成25年度:11件 平成26年度:11件 平成27年度:9件

15	<p>全省庁統一参加資格審査のためのシステム及び、電気通信行政情報システムの稼働率 ＜アウトカム指標＞</p> <p>※稼働率=(サービス提供時間-障害停止時間)÷サービス提供時間</p>	<p>・全省庁統一参加資格審査のためのシステム 官側:100% 民側:99.78% ・電気通信行政情報システム 99.99%</p>	27年度	いずれも 99.5%以上	30年度	いずれも 99.5%以上	いずれも 99.5%以上	<p>政府調達(公共事業を除く)手続の電子化に係る取組みの一環として、政府内における調達情報の一元提供や入札参加資格審査の統一を図り、入札参加企業の利便性の向上及び負担軽減並びに行政事務の効率化を達成するために、これらの提供を行うシステムを円滑かつ安定的に稼働させる必要があることから指標として設定。 システムの運用上設定している目標稼働率99.5%を目標値として設定。</p>
16	<p>対象の放送番組(※1)の放送時間に占める (1)字幕放送時間の割合 (2)解説放送(※2)時間の割合 ＜アウトカム指標＞</p> <p>※1 7時から24時までの間に放送される番組のうち、(1)字幕放送については、技術的に字幕を付すことができない放送番組等を除く全ての放送番組 (2)解説放送については、権利処理上の理由等により解説を付すことができない放送番組を除く全ての放送番組</p> <p>※2 視覚障害者が番組を理解できるように、画面の内容や場面の状況を説明する解説音声を追加するサービス</p>	<p>(1) 95.7% (2) 7.3%</p>	26年度	<p>(1) 100% (2) 10%</p>	29年度	<p>(1) 96.9% (2) 8.3%</p>	<p>(1) 100% (2) 10%</p>	<p>テレビジョン放送による情報を全ての視聴者が享有できることは重要であり、放送事業者による視聴覚障害者、高齢者等に配慮した字幕放送及び解説放送を普及するため、「視聴覚障害者向け放送普及行政の指針」として字幕放送及び解説放送の普及目標(目標期間:平成20年度から平成29年度まで)を指標として設定(ただし、年度ごとの目標値は定めていないため、年度ごとの目標値欄には、NHK(総合)及び在京キー5局が定めている拡充計画の平均値を記載)。</p> <p>【参考】各年度の実績</p> <p>(1)字幕放送 平成26年度: 95.7% 平成25年度: 93.0% 平成24年度: 91.0% 平成23年度: 86.0% 平成22年度: 82.2%</p> <p>(2)解説放送 平成26年度: 7.3% 平成25年度: 6.6% 平成24年度: 5.7% 平成23年度: 4.6% 平成22年度: 2.8%</p>
17	<p>高齢者世代のインターネット利用率 (1) 60代のインターネット利用率 (2) 70代のインターネット利用率 ＜アウトカム指標＞</p>	<p>(1) 75.2% (2) 50.2% (平成26年通信利用動向調査)</p>	27年度	<p>(1) 80%以上 (2) 55%以上 (※いずれも28年度～30年度の3ヶ年平均)</p>	30年度	—	—	<p>(1) 80%以上 (2) 55%以上 (※いずれも28年度～30年度の3ヶ年平均)</p> <p>インターネットの利活用は、すべてのICT利活用の土台であり、我が国の世代別インターネット利用率は13～59歳までの各階層で9割を超えている。一方で、60代以上が他の世代より低い現状を踏まえ、高齢者世代のインターネット利用率の向上は、ICT利活用のための環境整備の進展に寄与することから、指標として設定。</p> <p>【参考】通信利用動向調査 「年齢階層別インターネットの利用状況の推移(個人)」 平成25年末:(1)73.1% (2)48.9% 平成26年末:(1)75.2% (2)50.2%</p>

18	<p>(1)電子署名及び認証業務に係る技術的課題の分析の実施 (2)電子署名に関する技術の最新情報を周知するセミナーの実施 ＜アウトプット指標＞</p>	<p>(1)電子署名及び認証業務に係る技術調査の適切な実施。 (2)電子署名の普及啓発のために最新情報を周知するセミナーを実施。(1回)</p>	27年度	<p>(1)電子署名及び認証業務に係る技術調査の適切な実施。 (2)電子署名の普及啓発のために最新情報を周知するセミナーを実施。</p>	30年度	<p>(1)電子署名及び認証業務に係る技術調査の適切な実施。 (2)電子署名の普及啓発のために最新情報を周知する100～150人規模のセミナーを実施。(1回)</p>	<p>(1)電子署名及び認証業務に係る技術調査の適切な実施。 (2)電子署名の普及啓発のために最新情報を周知するセミナーを実施。</p>	<p>(1)電子署名及び認証業務に係る技術調査の適切な実施。 (2)電子署名の普及啓発のために最新情報を周知するセミナーを実施。</p>	<p>電子署名については、ICT技術の高度化・進展にに合わせて、新たな技術に基づく製品やサービスが登場するなど、年々、取り巻く市場・環境が変化している状況にあり、それに合わせて、国内外の市場、国外の制度及びその運用状況調査や、新たな製品・サービスの企業における導入事例を紹介することが、求められている。電子署名及び認証業務に関する法律第33条及び第34条に基づき、特定認証業務に関する認定の制度の円滑な実施を図るため、電子署名及び認証業務に係る技術の評価に関する調査及び最新の技術動向を含めた情報について普及啓発活動の適切な実施を指標として設定。(※認定制度について：特定認証業務のうち、主務省令で定める基準に適合する方法により行われているか、実地の調査を行い、認定するもの。)</p> <p>(セミナー開催回数) 平成23年度：3回 平成24年度：3回 平成25年度：1回 平成26年度：1回 平成27年度：1回</p>
19	<p>我が国のサイバーセキュリティの強化のための取組を実施 ＜アウトプット指標＞</p>	<p>官公庁や重要インフラ事業者等におけるサイバー攻撃への対応能力の向上を目的とした実践的なサイバー防御演習の実施。</p>	27年度	<p>我が国のサイバーセキュリティの強化に向けた実践的なサイバー防御演習の実施によるサイバー攻撃への対応能力の向上。</p>	30年度	<p>実践的なサイバー防御演習について、地方自治体等に対象を拡大し、演習参加者1500人を目標に全国で実施等。</p>	<p>引き続き、実践的なサイバー防御演習について、地方自治体等に対象を拡大し、全国で実施等。</p>	<p>我が国のサイバーセキュリティの強化に向けた実践的なサイバー防御演習の実施によるサイバー攻撃への対応能力の向上。</p>	<p>官公庁や重要インフラ事業者等を狙ったサイバー攻撃は、ますます巧妙化する傾向にあり、我が国におけるサイバーセキュリティの強化に向けた取組が求められている。実践的なサイバー防御演習の実施等、サイバーセキュリティ人材の育成によるサイバー攻撃への対応能力の向上は、サイバーセキュリティ戦略(平成27年9月閣議決定)にも掲げられており、我が国におけるサイバーセキュリティの強化に繋がるものであるとともに、ICT利活用のための環境の整備に資するものであることから、指標として設定。</p>
20	<p>スマートフォン上の個々のアプリにおける利用者情報の取扱いについてアプリ開発者以外の第三者が検証する仕組みを確立 ＜アウトプット指標＞</p>	<p>「申請型」に加え、アプリマーケットからアプリを抽出して解析を行う「非申請型」についても実証を行い、ラボリ解析(※)の自動化・効率化や検証結果の表示等について検討を実施。</p> <p>(※) 利用者情報の外部への送信の有無等を解析した後、アプリケーション提供者が公開しているプライバシーポリシーの記載内容との突合を行い整合性を検証。</p>	27年度	<p>個々のアプリについて、利用者情報の適切な取扱いが行われているかどうかをアプリ開発者以外の第三者が検証する仕組みについて、その実施手法である「申請型」と「非申請型」に関し、技術面、制度面及び運用面から検討を行い、第三者検証の仕組みを確立し、実運用に向けた環境を整備。</p>	28年度	<p>個々のアプリについて、利用者情報の適切な取扱いが行われているかどうかをアプリ開発者以外の第三者が検証する仕組みについて、その実施手法である「申請型」と「非申請型」に関し、技術面、制度面及び運用面から検討を行い、第三者検証の仕組みを確立し、実運用に向けた環境を整備。</p>	<p>個々のアプリについて、利用者情報の適切な取扱いが行われているかどうかをアプリ開発者以外の第三者が検証する仕組みについて、その実施手法である「申請型」と「非申請型」に関し、技術面、制度面及び運用面から検討を行い、第三者検証の仕組みを確立し、実運用に向けた環境を整備。</p>	<p>個々のアプリについて、利用者情報の適切な取扱いが行われているかどうかをアプリ開発者以外の第三者が検証する仕組みについて、その実施手法である「申請型」と「非申請型」に関し、技術面、制度面及び運用面から検討を行い、第三者検証の仕組みを確立し、実運用に向けた環境を整備。</p>	<p>利用者情報を狙う不正アプリが増加しているとともに、利用者情報の取り扱いが適正でないアプリ等も存在することが指摘されている状況を踏まえ、利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会が公表した「スマートフォン プライバシー インシアティブII」において、「実際に個々のアプリケーション等について、利用者情報の適切な取扱いが行われているかどうか等を運用面・技術面から第三者が検証する仕組みが民間主導により整えられることが望ましい」と提言された。また、スマートフォンプライバシーの保護等に配慮したスマートフォンの安全・安心な利用環境を実現のため、スマートフォン上の個々のアプリにおける利用者情報の取扱いについてアプリ開発者以外の第三者が検証する仕組みの構築が必要であるため指標として設定。</p>

ICT利活用ための環境を整備すること

ICT利活用ための環境を整備すること	21	交通系ICカード、スマートフォン、デジタルサイネージ等と共通クラウド基盤を連携・活用し、個人の属性情報に応じた情報提供や各種サービス連携を実施 〈アウトプット指標〉	・デジタルサイネージを活用した効果的・効率的な一斉情報配信の実現に向けた課題の整理及び検証を行い、デジタルサイネージの相互運用性確保に向けた標準仕様の策定、公表を実施。 ・今後、デジタルサイネージにより想定されるサービスとして、交通系ICカード、スマートフォン等と共通クラウド基盤を活用した個人の属性に応じた情報提供等の実現に向けた検討を実施。	27年度	複数の地域において、平成30年度までに構築した共通クラウド基盤と連携・活用し、各種サービス連携を実施。	30年度	平成28年度夏以降、共通クラウドの構築、少なくとも3箇所以上の地域での実証実験を実施。 平成28年度の成果を踏まえ、共通クラウド基盤を活用した、ホテルとタクシーの連携による行き先案内など、複合的サービス提供等のサービス提供分野の拡大。	複数の地域において、平成30年度までに構築した共通クラウド基盤と連携・活用し、各種サービス連携を実施。	観光産業がGDP600兆円達成への成長戦略の柱と位置づけられる中、2020年の訪日外国人観光客数の目標を4000万人、訪日外国人旅行消費額の目標を8兆円とされたことも踏まえて、日本の優れたおもてなしを維持・向上させるためには、IoT等の技術を活用したサービス連携が不可欠である。また、「明日の日本を支える観光ビジョン -世界が訪れたい日本へ-」(平成28年3月30日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議)において、だれもが一人歩きできる観光の実現等に向け、「2020年までに「IoTおもてなしクラウド事業」において、交通系ICカードやスマートフォン等を活用し、外国人旅行者への言語等の個人の属性に応じた観光・交通情報、災害情報等の選択的配信について実証実験を経て、社会実装化し、利便性のあるICT環境を構築する」としているため、2020年までに各地での各種サービス連携によるおもてなしの実現するため指標として設定。 【参考】 訪日外国人旅行消費額(訪日外国人消費動向(観光庁)) 平成27年度 34,771億円 平成26年度 20,278億円 平成25年度 14,167億円
	22	マイナンバーカード(公的個人認証サービス)の官民における利活用推進のための取組の実施 〈アウトプット指標〉	・実証事業を通じて、マイナンバーカード(公的個人認証サービス)の先行導入事例の検討を行うとともに、当該事例の実現に向け、技術課題の検証及びルール化するべき項目等実現すべき課題の整理を実施。 ・「個人番号カード・公的個人認証サービス利活用推進の在り方に関する懇談会」において、実証実験を通じて課題検討を行い、先行導入の実現に向けた目標を設定。	27年度	「個人番号カード・公的個人認証サービス等利活用推進の在り方に関する懇談会」における検討を踏まえ、公的個人認証サービスの利活用を図るため、先行導入事例について技術面・制度面から課題を検証し、実現に必要なルール整備等を実施。	30年度	「個人番号カード・公的個人認証サービス等利活用推進の在り方に関する懇談会」における検討を踏まえ、公的個人認証サービスの利活用を図るため、先行導入事例について技術面・制度面から課題を検証し、実現に必要なルール整備等を実施。	「個人番号カード・公的個人認証サービス等利活用推進の在り方に関する懇談会」における検討を踏まえ、公的個人認証サービスの利活用を図るため、先行導入事例について技術面・制度面から課題を検証し、実現に必要なルール整備等を実施。	平成28年1月より民間事業者による活用が可能となった公的個人認証サービスは、オンライン上で提供されるサービスを安全・安心に利用できる環境の実現に資するものである。当サービスを活用した多様なサービス展開にあたっては、国民利用者に対して「使いやすさ、メリット」を示し、マイナンバーカードの普及促進を図っていくことが求められている。これは「個人番号カード・公的個人認証サービス等利活用推進の在り方に関する懇談会」でも指摘されているところ、国民のニーズに応えた活用事例を示し、ルール等の基盤を整備することがマイナンバーカードの普及促進に貢献し、ひいてはICT利活用ための環境を整備することに資するため、指標として設定。
	23	自然災害の被害を受けやすい場所(ハザードマップ等)に立地する全てのラジオ親局の移転・FM補完局等の整備率 〈アウトプット指標〉	55%	27年度	100%	30年度	60%	80%	100%

24	<p>地理空間情報や衛星測位を活用した防災システム等の普及啓発の実施 <アウトプット指標></p>	<p>地理空間情報や衛星測位を活用した防災システム等の構築に関する10の事業を採択し、全国10地域で実証を実施。 ・位置情報等の入力支援実証(5事業) ・メディアによる災害情報の視覚化等の実証(4事業) ・標準仕様策定に向けた実証(1事業) 実証し開発したシステム等は、自治体等で実用可能であることを確認。</p>	27年度	<p>G空間情報センターを介した防災システム(津波、土砂災害、地下街防災)等のショーケースの作成による普及啓発の実施。</p>	29年度	<p>G空間情報センターに接続するシステムの検証を実施。</p>	<p>G空間情報センターを介した防災システム(津波、土砂災害、地下街防災)等のショーケースの作成による普及啓発の実施。</p>	<p>東日本大震災の発生(平成23年3月11日)は、被害が甚大かつ被災地域が広範囲にわたるなど未曾有のものであったが、その被害からの復旧・復興において、地理空間情報及び衛星測位技術を活用して被災状況や被災者への支援情報の提供などの取組が大きく貢献したことを踏まえ、今後想定される南海トラフの巨大地震等の自然災害に備えるため、「地理空間情報活用推進基本計画(平成24年3月27日閣議決定)」において、地理空間情報を整備し、GISや衛星測位によってその活用を促進、高度化することにより、現在及び将来の国民が安全・安心で豊かな生活を営むことができる経済社会を実現することが重要とされ、地理空間情報等を活用した防災システム整備等の取組を推進することとしている。 当該取組により、全国の地方公共団体等が共通したシステムを活用できることとなり、災害により被災地となった地方公共団体の他、近隣の地方公共団体が被害からの復旧・復興に連携した活動に資することができるため、地方公共団体が発生が想定される自然災害(津波、土砂災害、地下街災害)の防災システムやショーケースの作成を指標として設定。 【参考】 平成26年度「G空間ンティ構築事業」として防災システム等の構築に係る実証事業を全国10地域で実施。</p>
②⑤	<p>地域活性化に資する、観光拠点及び防災拠点のWi-Fi環境の整備を実施 <アウトプット指標></p>	<p>Wi-Fiの整備を行う地方自治体等に対して補助を実施。 ・防災拠点への整備を中心に、全国27団体において、補助事業によりWi-Fiを整備を実施。 ・災害時、来訪者や住民が地方自治体からの災害関連情報を確実かつ迅速に入手することが可能となる環境を確立。</p>	26年度	<p>引き続き補助を実施し、主要な観光拠点及び防災拠点においてWi-Fiを利用可能にすること。</p>	32年度	<p>引き続き補助を実施。平成28年3月4日から4月4日まで公募を行い、6月を目途に交付決定を行う。事業の早期執行に努め、年度内の事業完了を推進し進める。</p>	<p>引き続き補助を実施し、主要な観光拠点及び防災拠点におけるWi-Fi環境の整備を実施。</p>	<p>訪日外国人におけるWi-Fi環境に対する要望等は高い一方で、公共的な観光拠点及び防災拠点のWi-Fi環境の整備が遅れていることを踏まえ、「地方のポテンシャルを引き出すテレワークやWi-Fi等の活用に関する研究会」の最終報告(平成27年5月)において、2020年に向けて東京周辺のみならず地方にも訪日外国人を呼び込むために、国としても自治体Wi-Fi環境の整備を推進する必要がある旨が掲げられている。国として自治体Wi-Fiの整備を推進することは、訪日外国人や住民等が広く情報・防災情報を収集・配信できる情報通信環境の整備に資するため、指標として設定。 【参考】補助によりWi-Fi整備を行った地方自治体等 平成27年度 53団体 平成26年度 27団体</p>

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額) ^(※3)			関連する 指標 ^(※4)	達成手段の概要等	平成28年度行政事業 レビュー事業番号
		26年度	27年度	28年度			
(1)	地域情報化の推進(本省) (平成20年度)	後日記載	後日記載	118百万円	1	後日記載	0066
(2)	通信・放送分野における情報バリアフリー促進支援事業 (平成13年度)			88百万円	1,14		0067
(3)	字幕番組・解説番組等の制作促進 (平成9年度)			300百万円	1,16		0068
(4)	全省庁的統一資格審査実施経費 (平成13年度)			167百万円	1,15		0069
(5)	電気通信行政情報システムの維持運用 (昭和49年度)			245百万円	1,15		0070
(6)	情報通信政策のための総合的な調査研究 (昭和60年度)			96百万円	1,8		0071
(7)	情報通信技術の利活用に関する調査研究 (平成16年度)			31百万円	1,14,18		0072
(8)	地域ICT強靱化事業 (平成25年度)			—	1		0073
(9)	地域情報化の推進(地方) (平成18年度)			42百万円	1		0074
(10)	先導的教育システム実証事業 (平成26年度)			299百万円	11		0075
(11)	サイバー攻撃複合防御モデル・実践演習 (平成26年度)			717百万円	1,19		0076
(12)	G空間プラットフォーム構築事業(G空間プラットフォームの構築 に係る実証) (平成26年度)			—	1,24		0077
(13)	G空間プラットフォーム構築事業(官民連携型共通空間基盤デー タベースの開発・実証) (平成26年度)			—	1,24		0078
(14)	スマートフォン上のアプリケーションにおける利用者情報の取扱 いに係る技術的検証等に係る実証実験(平成26年度事業名: パーソナルデータの適正な利活用を促進するための環境整備に 係る実証実験) (平成26年度)			45百万円	1,20		0079
(15)	ふるさとテレワーク推進事業 (平成26年度)			721百万円	1,6		0080
(16)	G空間防災システムとLアラートの連携推進事業 (平成26年度)			—	1,24		0081
(17)	地域経済活性化に資する放送コンテンツ等海外展開支援事業 (平成26年度)			—	1,4		0082
(18)	ICTまち・ひと・しごと創生推進事業 (平成26年度)			250百万円	1,10		0083

(19)	放送・通信の連携による地域コンテンツ流通促進事業 (平成26年度)	後日記載	—	1,4	後日記載	0084
(20)	観光・防災Wi-Fiステーション整備事業 (平成26年度)		262百万円	1,25		0085
(21)	放送ネットワーク整備支援事業 (平成26年度)		129百万円	1,23		0086
(22)	ウェブアクセシビリティに関する調査研究 (平成27年度)		16百万円	1,14		0087
(23)	多様なクラウド環境下における情報連携基盤構築事業 (平成27年度)		101百万円	7		0088
(24)	次世代医療・介護・健康ICT基盤高度化事業 (平成27年度)		50百万円	1,8		0089
(25)	ICTを活用した新たなワークスタイルの実現 (平成27年度)		—	1,6		0090
(26)	オープンデータ・ビッグデータ利活用推進事業 (平成27年度)		187百万円	1,5		0091
(27)	M2Mセキュリティ実証事業 (平成27年度)		—	19		0092
(28)	公的個人認証サービス利活用推進事業 (平成27年度)		350百万円	22		0093
(29)	IoTおもてなしクラウド事業(平成27年度事業名: デジタルサイ ネージ相互運用性検証事業) (平成27年度)		646百万円	1,21		0094
(30)	4K・8K等最先端技術を活用した放送・通信分野の事業支援 (平成27年度)		393百万円	1,3		0095
(31)	IoTテストベッドの整備、IoTサービスの創出支援 (平成27年度)		—	1,2		0096
(32)	放送コンテンツの海外展開総合支援事業 (平成27年度)		—	1,4		0097
(33)	若年層に対するプログラミング教育の普及推進 (平成28年度)		103百万円	12		新28-0008
(34)	映像等近未来技術活用促進事業 (平成28年度)		99百万円	1,9		新28-0009
(35)	次世代G空間社会の構築(G空間2.0) (平成28年度)		237百万円	1,24		新28-0010
(36)	地域コンテンツの流通促進のためのポータルサイトに関する調 査研究 (平成28年度)		30百万円	1,4		新28-0011
(37)	放送コンテンツ海外展開助成事業 (平成28年度)		225百万円	1,4		新28-0012

(38)	総合特区推進調整費(内閣府からの移替え) (平成26年度)	後日記載		—	1.9	後日記載	後日 記載
(39)	沖縄振興推進調査費(内閣府からの移替え) (平成24年度)			—	1		
(40)	電子署名及び認証業務に関する法律 (平成12年)	—	—	—	18	電子署名に関し、電子署名の円滑な利用の確保による情報の電磁的方式による流通及び情報処理の促進を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与するため、当該法第4条に基づき、安全性等に関する一定の基準に適合した特定認証業務の認定を実施。	
(41)	身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律 (平成5年)	—	—	—	14	社会経済の情報化の進展に伴い身体障害者の電気通信の利用の機会を確保することの必要性が増大していることにかんがみ、通信・放送身体障害者利用円滑化事業を推進するための措置を講ずることにより、通信・放送役務の利用に関する身体障害者の利便の増進を図り、もって情報化の均衡ある発展に資する。 当該法第4条に基づき、身体障害者の利便の増進に資する通信・放送役務の提供、又は開発を行う者に対し、国立研究開発法人情報通信研究機構(NICT)を通じて、その経費の2分の1を上限に助成を実施。	
(42)	特定通信・放送開発事業実施円滑化法 (平成2年)	—	—	—	1	社会経済の情報化の進展に伴い国民経済及び国民生活における情報の流通の重要性が増大していることにかんがみ、特定通信・放送開発事業の実施の円滑化に必要な措置を講ずること等により、新たな通信・放送事業分野の開拓等を通じて電気通信による情報の円滑な流通の促進を図り、もって我が国における情報化の均衡ある発展に資する。	
(43)	国立研究開発法人情報通信研究機構法 (平成28年改正)	—	—	—	19	国立研究開発法人情報通信研究機構法を改正し、国立研究開発法人情報通信研究機構(NICT)の業務の範囲に、「サイバーセキュリティに関する演習その他の訓練」を追加(平成28年4月20日成立、同5月31日施行予定)。 NICTが有するサイバーセキュリティに関する技術的知見及び演習基盤を活用して、国の行政機関や重要インフラ事業者等を対象として、効果的な演習を実施する。	
(44)	産業競争力強化法関連税制(法人税、登録免許税) (平成25年度)	—	—	—	1	・特定事業再編計画の認定を受けた事業者が、特定会社の株式若しくは出資の価格の低落又は債権の貸倒れによる損失に備えるため、特定株式等の取得価額の100分の70以下の金額を準備金として積み立てた場合、当該事業年度の所得の計算上、損金に算入することが可能 ・事業再編計画、特定事業再編計画の認定を受けた事業者が、認定計画に従って行う合併、会社の分割、事業若しくは事業に必要な資産の譲受け、出資の受入れ、会社の設立等について、登録免許税の軽減	
(45)	中小企業投資促進税制(所得税、法人税) (平成10年度)	—	—	—	1	中小企業者等が特定機械装置等を取得した場合には、基準取得価額の即時償却又は10%の税額控除(資本金3,000万円超1億円以下の法人7%)。 ※ただし、旧モデルと比較し生産性が年平均1%以上向上しているものに限る(ソフトウェアを除く)。 なお、上記設備に該当しない場合は、基準取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除(税額控除については、個人又は資本金3,000万円以下の法人に限る。)	

(46)	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例(所得税、法人税) (平成15年度)	—	—	—	1	中小企業者が取得価額30万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の年間取得価額の合計額300万円を限度として、全額損金算入(即時償却)を認める。	
(47)	沖縄の情報通信産業振興地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除(法人税) (平成10年度)	—	—	—	1	情報通信産業振興地域として定められた地区において、工業用機械等の取得をして電気通信業等の事業の用に供した場合には、初年度において取得価額の15%(建物等については8%)の法人税額控除	
(48)	沖縄の情報通信産業特別地区における認定法人の所得の特別控除(法人税) (平成10年度)	—	—	—	1	情報通信産業特別地区として定められた地区において新設された法人のうち認定を受けた法人について、設立後10年間、40%の所得控除	
(49)	エンジェル税制(所得税) (平成9年度)	—	—	—	1	特定中小会社が発行した株式取得に要した金額の控除、未上場ベンチャー企業株式売買に係る損失の繰越控除	
(50)	産業競争力強化法関連税制(法人事業税) (平成26年度)	—	—	—	1	特定事業再編計画の認定を受けた事業者が、特定会社の株式若しくは出資の価格の低落又は債権の貸倒れによる損失に備えるため、特定株式等の取得価額の100分の70以下の金額を準備金として積み立てた場合、当該事業年度の所得の計算上、損金に算入することが可能	
(51)	中小企業投資促進税制(法人住民税、事業税) (平成10年度)	—	—	—	1	中小企業者等が特定機械装置等を取得した場合には、基準取得価額の即時償却又は10%の税額控除(資本金3,000万円超1億円以下の法人7%)。 ※ただし、旧モデルと比較し生産性が年平均1%以上向上しているものに限る(ソフトウェアを除く)。 なお、上記設備に該当しない場合は、基準取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除(税額控除については、個人又は資本金3,000万円以下の法人に限る。)	
(52)	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例(個人住民税、法人住民税、事業税) (平成15年度)	—	—	—	1	中小企業者が取得価額30万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の年間取得価額の合計額300万円を限度として、全額損金算入(即時償却)を認める。	
(53)	沖縄情報通信産業振興税制(事業所税、減収補填措置) (平成10年度)	—	—	—	1	(1) 1千万円以上の機械等及び1億円以上の建物等に係る情報通信産業等の事業の用に供する施設を新増築した場合に事業所税(資産割)課税標準を2分の1とする (2) 事業の用に供する設備・不動産を新増設した者について、地方公共団体が事業税等を課さなかった場合又は不均一課税をした場合、地方交付税による減収補填	
(54)	エンジェル税制(個人住民税) (平成9年度)	—	—	—	1	特定中小会社が発行した株式取得に要した金額の控除、未上場ベンチャー企業株式売買に係る損失の繰越控除	

(55)	コンテンツ海外展開等促進基金 (平成24年度)	—	—	—	4	後日記載			後日 記載	
政策の予算額・執行額		後日記載				政策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)	
							後日記載			

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄のかっこ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「—」となることがある。

主要な政策に係る政策評価の事前分析表(平成28年度実施政策)

平成28年5月23日(月) 時点

(総務省28-15)

<p>政策^(※1)名</p>	<p>政策15:郵政民営化の着実な推進</p>			<p>担当部局課室名</p>	<p>情報流通行政局 郵政行政部 企画課他6課室</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>情報流通行政局 郵政行政部 企画課 長 齋藤 晴加</p>
<p>政策の概要</p>	<p>郵政民営化法等に基づき、民営化の成果を国民が実感できる事業展開の促進及び郵政事業のユニバーサルサービスの確保を図るため、日本郵政グループ各社に対する必要な監督を行う。 信書便事業については、民間事業者による信書の送達に関する法律に基づき、信書便事業者に対する必要な監督を行うとともに、信書制度及び信書便制度の周知・広報活動を推進することにより、信書便市場の活性化や、利用者利便の向上を図る。 さらに、各国との政策協議や万国郵便連合(UPU)への積極的貢献等を通じて、国際郵便に係る業務・制度の改善や日本型郵便インフラシステムの海外展開を促進する。</p>			<p>担当部局課室名</p>	<p>情報流通行政局 郵政行政部 企画課他6課室</p>	<p>分野【政策体系上の位置付け】</p>	<p>郵政行政</p>
<p>基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】</p>	<p>平成24年の郵政民営化法の改正や平成27年の日本郵政グループ三社の株式上場等によって、日本郵政グループによるユニバーサルサービスの安定的な提供、企業価値や利用者利便の向上等が重要な課題となっているため、日本郵政グループに対して適切に監督を行うことで、郵政民営化を着実に推進する。国際分野においては、郵便事業を取り巻くグローバルな環境の変化を踏まえ、国際的な郵便制度・業務の改善等に資するため、多国間・二国間協議等を通じ、新たな制度環境整備への取組や日本型郵便インフラシステムの海外展開等、積極的な対応を推進する。</p>			<p>担当部局課室名</p>	<p>情報流通行政局 郵政行政部 企画課他6課室</p>	<p>政策評価実施予定時期</p>	<p>平成31年8月</p>
<p>施策目標</p>	<p>測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)</p>	<p>基準(値)</p>	<p>目標(値)</p>	<p>年度ごとの目標(値) 年度ごとの実績(値)^(※2)</p>			<p>測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠</p>
<p>郵政民営化法等に基づき、日本郵政グループ各社等に対し必要な監督を行い、健全な業務運営を確保することにより、企業価値や利用者利便の向上を図るとともに、郵政事業のユニバーサルサービスを確保すること</p>	<p>① 郵政民営化の着実な推進を実施 <アウトプット指標></p>	<p>日本郵政、ゆうちょ銀行及びびかんぼ生命保険の株式上場(平成27年11月) 郵政民営化法(平成17年法律第97号)等に基づく監督 「郵政事業のユニバーサルサービス確保と郵便・信書便市場の活性化方策の在り方」(平成27年9月情報通信審議会答申) 「今後の郵政民営化の推進の在り方に関する郵政民営化委員会の所見」(平成27年12月)</p>	<p>27年度 日本郵政グループの事業展開の促進を実施 30年度</p>	<p>28年度</p>	<p>29年度</p>	<p>30年度</p>	<p>平成27年11月に日本郵政、ゆうちょ銀行及びびかんぼ生命保険の株式が上場された。日本郵政グループは、ユニバーサルサービスの安定的な提供を行うとともに、企業価値を更に向上させる必要がある。また、郵政民営化法において、郵政民営化が多様で良質なサービスの提供を通じ利用者の利便の向上を図ることを目的とすることも踏まえ、「郵政民営化の着実な推進を実施」を測定指標として設定。 併せて、郵政民営化の成果を国民が実感できるような「日本郵政グループの事業展開の促進を実施」を目標として設定。</p>

<p>信書便事業分野において健全な競争環境が整備されることにより、サービスの多様化等を通じた市場の活性化や利用者利便の向上が実現すること</p>	<p>3 事業者及び利用者への信書制度及び信書便制度の周知活動の実施 ＜アウトプット指標＞</p>	<p>信書便制度説明会の開催数 16回</p>	<p>27年度</p>	<p>事業者及び利用者への信書制度及び信書便制度の周知活動の実施(信書便制度説明会の開催数15回以上)</p>	<p>30年度</p>	<p>事業者及び利用者への信書制度及び信書便制度の周知活動の実施(信書便制度説明会の開催数15回以上)</p>	<p>事業者及び利用者への信書制度及び信書便制度の周知活動の実施(信書便制度説明会の開催数15回以上)</p>	<p>事業者及び利用者への信書制度及び信書便制度の周知活動の実施(信書便制度説明会の開催数15回以上)</p>	<p>基本的通信手段のひとつである信書の送達事業については、利用者の選択の機会の拡大、事業者による創意工夫による多様なサービスの提供により、国民利用者の利便の向上を図ることが、平成15年の制度創設時から求められている。また、郵便・信書便市場の活性化を図ることを目的として郵便・信書便分野における規制の合理化を内容とした改正信書便法が平成27年12月に施行されたことを受け、信書制度及び信書便制度の周知活動を推進することにより、事業者の創意工夫を凝らしたサービス提供が進み、信書便市場の活性化や利便性の向上が図られることから、制度の周知活動の実績及び信書便市場に参入した事業者(新規参入事業者及び既存の事業者)による活動実績を測定指標として設定。 なお、目標値である制度説明会の開催数は、平成25年度から平成27年度の開催数の平均値を用いている。</p> <p>【参考】 (平成27年度値) 年度末の事業者数 469者 事業者の増加数 33者(対前年度比1.08倍) 信書便制度説明会の開催数 16回</p>
	<p>④ 信書便市場の売上高の増加率 ＜アウトカム指標＞</p>	<p>平成26年度の信書便市場の売上高の対前年度増加率(1.11倍)が平成26年度末事業者数の対前年度末増加率(1.06倍)を上回った。 (26年度)</p>	<p>27年度</p>	<p>信書便市場の売上高の増加率が事業者数の増加率を上回ること。</p>	<p>30年度</p>	<p>信書便市場の売上高の増加率が事業者数の増加率を上回ること。</p>	<p>信書便市場の売上高の増加率が事業者数の増加率を上回ること。</p>	<p>信書便市場の売上高の増加率が事業者数の増加率を上回ること。</p>	<p>(平成26年度値) 年度末の事業者数 436者 事業者の増加数 24者(対前年度比1.06倍) 売上高 128億円(対前年度比1.11倍) 信書便制度説明会の開催数 15回</p> <p>(平成25年度値) 年度末の事業者数 412者 事業者の増加数 15者(対前年度比1.04倍) 売上高 115億円(対前年度比1.08倍) 信書便制度説明会の開催数 15回</p> <p>(平成24年度値) 年度末の事業者数 397者 事業者の増加数 23者(対前年度比1.06倍) 売上高 106億円(対前年度比1.16倍) 信書便制度説明会の開催数 16回</p>
<p>各国と政策協議等を実施し、我が国及び相手国の郵便制度・業務の改善を図ること</p>	<p>⑤ 二国間・多国間政策協議等への参画回数 ＜アウトプット指標＞</p>	<p>5回</p>	<p>26年度</p>	<p>5回以上</p>	<p>30年度</p>	<p>5回以上</p>	<p>5回以上</p>	<p>5回以上</p>	<p>インターネットの普及により紙媒体でのコミュニケーションが電子媒体に代替される一方、電子商取引が進展し国境を越えたモノの輸送が増大するというグローバルな環境変化が生じている現状を踏まえ、こうした環境変化に応じて郵便業務・制度の改善を行うためには、政策協議等を通じて定期的に各国の制度等に関する情報を収集するとともに、我が国の制度等に関する情報を提供する必要があることから、二国間・多国間政策協議等への参画回数を測定指標として設定。 なお、平成27年度は、平成28年度開催のUPU 大会議を控え、通常は開催されない準備会合が数多く開催された等の特殊要因があり(参画回数は10回)、基準値としてふさわしくないため、平成26年度の数値を基準値とし、この数値を基に目標値を記載している。</p> <p>【参考】 (平成27年度値) 参画回数 10回</p> <p>(平成26年度値) 参画回数 5回</p> <p>(平成25年度値) 参画回数 4回</p>

新興国・途上国における日本型郵便インフラシステムの海外展開を実現し、相手国の郵便業務の改善を図ること	⑥ 日本型郵便インフラシステムの海外展開に関する協力案件が実施されている国数 <アウトプット指標>	4か国	27年度	4か国以上	30年度	4か国以上	4か国以上	4か国以上	<p>郵便の交換を行う多くの新興国・途上国には、正確性・迅速性において高い品質を有する日本の郵便システムに対する高いニーズがある現状を踏まえ、これらの国々における郵便の近代化・高度化への取組みを支援するため、日本型郵便インフラシステムの海外展開に関する具体的な協力案件が実施されている新興国・途上国の数を指標として設定。</p> <p>【参考】 (平成27年度値) 協力案件実施国数 4か国(ミャンマー、ベトナム、タイ、ロシア) (平成26年度値) 協力案件実施国数 2か国(ミャンマー、ベトナム) (平成25年度値) 協力案件実施国数 1か国(ミャンマー)</p>
万国郵便連合(UPU)に積極的に貢献して我が国の地位及び発言力を高めることにより、UPUが定める国際郵便の諸制度に我が国方針を反映させること	7 UPU活動への人的貢献(職員の派遣数) <アウトプット指標>	2名	27年度	2名以上	30年度	2名以上	2名以上	2名以上	<p>UPUにおいて、全世界共通の国際郵便に関するルール の制定や改廃が実施されている現状を踏まえ、我が国として積極的にUPUに貢献し、我が国の方針をUPUが定める国際郵便の諸制度に反映する必要があるところ、UPUへの人的貢献度及び我が国方針の達成度を評価・把握するため、UPU事務局への派遣職員数及び重要議案における我が国方針の達成率を指標として設定。</p> <p>【参考】 (平成26年度値) 職員派遣数 2名 重要議案における我が国方針の達成率 100%</p>
	⑧ 重要議案における我が国方針の達成率 <アウトプット指標>	94%	27年度	重要議案における我が国方針の達成率80%以上	30年度	重要議案における我が国方針の達成率80%以上	重要議案における我が国方針の達成率80%以上	重要議案における我が国方針の達成率80%以上	<p>(平成25年度値) 職員派遣数 2名 重要議案における我が国方針の達成率 95.57%</p> <p>(平成24年度値) 職員派遣数 2名 (平成23年度値) 職員派遣数 2名</p>

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額) ^(※3)			関連する 指標 ^(※4)	達成手段の概要等	平成28年度行政事業 レビュー事業番号	
		26年度	27年度	28年度				
(1)	郵政行政における適正な監督 (平成15年度)	後日記載		52百万円	1~4	後日記載	0130	
(2)	郵政行政に係る国際政策の推進に必要な情報収集 (平成15年度)			42百万円	5,6,8		0131	
(3)	国際機関への貢献 (平成15年度)			320百万円	7,8		0132	
(4)	第26回万国郵便大会議対策 (平成28年度)			—	—		72百万円	7,8
(5)	郵政民営化法 (平成17年)	—	—	—	1.2	民間に委ねることが可能なものはできる限りこれに委ねることが、より自由で活力ある経済社会の実現に資することにかんがみ、株式会社に的確に郵政事業(法律の規定により、郵便局において行うものとされ、及び郵便局を活用して行うことができるものとされる事業をいう。以下同じ。)の経営を行わせるための改革(以下「郵政民営化」という。)について、その基本的な理念及び方針並びに国等の責務を定めるとともに、郵政民営化推進本部及び郵政民営化委員会の設置、新たな株式会社の設立、当該株式会社に関して講ずる措置、日本郵政公社の業務等の承継等に関する事項その他郵政民営化の実施に必要な事項を定めるもの。		
(6)	郵便法 (昭和22年)	—	—	—	2	郵便の役務をなるべく安い料金で、あまねく、公平に提供することによって、公共の福祉を増進することを目的として、日本郵便株式会社が行う郵便の業務について定めるもの。		
(7)	民間事業者による信書の送達に関する法律 (平成14年)	—	—	—	3.4	信書の送達の役務について、あまねく公平な提供を確保しつつ、利用者の選択の機会を拡大を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的として、民間事業者による信書の送達の事業の許可制度を実施し、その業務の適正な運営を確保するための措置について定めるもの。		
(8)	日本郵政株式会社法 (平成17年)	—	—	—	1.2	日本郵政株式会社を、日本郵便株式会社の発行済株式の総数を保有し、日本郵便株式会社の経営管理を行うこと及び日本郵便株式会社の業務の支援を行うこと目的とする株式会社とし、日本郵政株式会社の業務等について定めるもの。		
(9)	日本郵便株式会社法 (平成17年)	—	—	—	1.2	日本郵便株式会社を、郵便の業務、銀行窓口業務及び保険窓口業務並びに郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務を営むことを目的とする株式会社とし、日本郵便株式会社の業務等について定めるもの。		
政策の予算額・執行額		後日記載			政策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
						第190回国会(常会)における総務大臣所信表明	(衆議院総務委員会) 平成28年2月28日 (参議院総務委員会) 平成28年3月4日	

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄のかっこ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「—」となることがある。

主要な政策に係る政策評価の事前分析表(平成28年度実施政策)

平成28年5月23日(月) 時点

(総務省28-18)

政策 ^(※1) 名	政策18: 公的統計の体系的な整備・提供						担当部局課室名	統計局総務課 他9課室 政策統括官(統計基準担当)付 統計企画管理官室 他5室	作成責任者名	統計局総務課長 井上 卓 政策統括官(統計基準担当)付統計企画 管理官 吉牟田 剛		
政策の概要	・平成26年3月に閣議決定された「公的統計の整備に関する基本的な計画」(以下「第Ⅱ期基本計画」という。)に掲げられた施策を着実に推進・実現することにより、ICT化の進展も勘案しつつ公的統計を体系的かつ効率的に整備し、統計の有用性の向上を図る。 ・統計制度の企画・立案、基準の設定、統計調査の審査・調整及び社会経済情勢を把握するための基本的かつ重要な統計の作成を行う。 ・統計ユーザーの利便向上に対応する統計情報の的確な提供を実施する。								分野【政策体系上の位置付け】	国民生活と安心・安全		
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	公的統計は国民・企業等の様々な意思決定のための「社会の情報基盤」であるため、統計需要や調査環境の変化に対応した統計調査を着実に実施し、必要不可欠な公的統計を体系的かつ効率的に整備するとともに、統計情報を的確に提供することで、国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与する。								政策評価実施予定時期	平成31年8月		
施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)		基準(値)		目標(値)		年度ごとの目標(値)			測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠		
							年度ごとの実績(値) ^(※2)					
							28年度	29年度	30年度			
			基準年度	目標年度		28年度	29年度	30年度				
国民経済の健全な発展や国民生活の向上に寄与するため、第Ⅱ期基本計画に掲げられた諸施策の実現に取り組むこと	①	第Ⅱ期基本計画に基づく諸施策の推進状況	第Ⅱ期基本計画の別表に掲げられた具体的な取組の実施率 <アウトプット指標>	62%	25年度	65%以上	30年度	40%以上	51%以上	65%以上	「公的統計の整備に関する基本的な計画」(以下「基本計画」という。)は、統計法(平成19年法律第53号)第4条に基づき、「公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る」ことを目的として政府が定める計画であり、総務大臣が基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めることとされている。平成21年3月13日には、平成21年度から25年度を計画期間とする第Ⅰ期基本計画が、また、平成26年3月25日には、第Ⅰ期基本計画を変更する形で、平成26年度から30年度を計画期間とする第Ⅱ期基本計画が閣議決定され、現在は、第Ⅱ期基本計画に基づく公的統計の整備が進められているところ。 基本計画では、5年間に講ずべき具体的な措置・方策が別表に一覧で整理されていることから、同計画の目的である「公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進」の進捗状況は、具体的な措置・方策の実施率(実施済である事項の割合)で評価することが適切。 目標は、第Ⅱ期基本計画の3年目(28年度)、4年目(29年度)、5年目(30年度)の実施率が、それぞれ、第Ⅰ期基本計画の3年目(23年度)、4年目(24年度)、5年目(25年度)の実績値を超えることとした。 ※ 第Ⅱ期基本計画の1年目、2年目に当たる平成26年度及び27年度は、基本計画の進捗状況を、具体的な措置・方策の着手率で評価しており、指標が異なることから、27年度を基準とすることはできない。 なお、第Ⅱ期基本計画の進捗状況は、第Ⅰ期基本計画と同様、別表記載事項を「実施済」、「継続実施」、「実施困難」等に分類して行う予定。これらのうち、「継続実施」は、一定の取組は実施されたが、引き続き取組を継続すべきと判断されたものであり、この「継続実施」と評価された事項については、必要に応じて次期基本計画に盛り込む対応を取ることが想定される。 ※ 第Ⅰ期基本計画最終年度(25年度)の実績では、全体の30%を「継続実施」と評価。	
								—	—	—		経済財政諮問会議において経済統計の改善の必要性が述べられるなど、統計調査の精度向上等は、政府として重要な課題であり、積極的に取り組む必要がある。統計委員会からの答申においては、実態の的確な把握とといった統計調査の精度向上等に関して取り組むべき事項が「今後の課題」として示されており、これらに着実に対応することは、統計調査を改善し、必要とされる統計が円滑かつ効率的に作成されることにつながるため、指標として設定。なお、年によって、調査計画の変更申請の数や「今後の課題」が付されている案件の数・課題の難易度にはばらつきがあることから、過去3年間(平成25年度～27年度)の平均を基準値とし、それを越えることを目標とし、目標値を設定した。 【参考(実績数値)】 平成25年度: 87.5% 平成26年度: 100% 平成27年度: 100%
								96%以上 (26年度～28年度の平均)	96%以上 (27年度～29年度の平均)	96%以上 (28年度～30年度の平均)		

	2	当該年度に任用された統計調査員に占める登録調査員の割合 〈アウトプット指標〉	57.2% (22年度～26年度の平均)	26年度	58%以上 (26年度～30年度の平均)	30年度	58%以上 (24年度～28年度の平均)	58%以上 (25年度～29年度の平均)	58%以上 (26年度～30年度の平均)	統計調査は、統計調査員の活動に支えられている。特に大規模調査においてはその存在が非常に重要であり、統計調査員の安定的な確保が求められている。 統計調査員確保対策事業は、統計調査員の任用を希望する者をあらかじめ登録（登録された者を「登録調査員」という。）し、当該登録調査員に対し調査に必要な実務的な知識を付与することで、主に大規模調査（国勢調査を除く。）における統計調査員の円滑な確保を目的として実施されている。このため本事業の量的な測定指標として、当該事業に参画している都道府県及び市町村（東京都の特別区を含む。）において任用された統計調査員に占める登録調査員の割合を指標として設定。年によって、大規模調査の実施規模・回数等が異なり、値にばらつきが出るため、過去5年間（22～26年度）の実績値の平均を基準値とし、それを超えることを目標とし、目標値を設定した。 【参考（実績数値）】 平成22年度：15.5% 平成23年度：75.1% 平成24年度：82.1% 平成25年度：65.1% 平成26年度：48.0%
	3	国内機関との協力及び調整を踏まえた上で、①国際会議での対応、②国際比較に必要なデータの提供等の国際協力を行うほか、③国際的な議論の動向等を国内の公的統計整備に適時適切に反映させるための取組を一層推進 〈アウトプット指標〉	①国際会議での対応、②国際機関等へのデータ提供等の国際協力を行うとともに、③「国際統計に関する関係府省等連絡会議」等を通じての統計分野における国際的な議論の動向に関する情報共有を実施	27年度	①各種国際会議及び専門家会合に予算等の制約の範囲内で最大限（少なくとも年間10回程度）参加するほか、②国際機関等へのデータ提供等の国際協力を実施し、③国際動向を国内に適切に反映させるため「国際統計に関する関係府省等連絡会議」を年複数回開催して各府省と対面での情報提供等を実施し、次年度以降の取組に向けた課題抽出を実施	30年度	①各種国際会議及び専門家会合に予算等の制約の範囲内で最大限（少なくとも年間10回程度）参加するほか、②国際機関等へのデータ提供等の国際協力を実施し、③国際動向を国内に適切に反映させるため「国際統計に関する関係府省等連絡会議」を年複数回開催して各府省と対面での情報提供等を実施し、次年度以降の取組に向けた課題抽出を実施	①各種国際会議及び専門家会合に予算等の制約の範囲内で最大限（少なくとも年間10回程度）参加するほか、②国際機関等へのデータ提供等の国際協力を実施し、③国際動向を国内に適切に反映させるため「国際統計に関する関係府省等連絡会議」を年複数回開催して各府省と対面での情報提供等を実施し、次年度以降の取組に向けた課題抽出を実施	①各種国際会議及び専門家会合に予算等の制約の範囲内で最大限（少なくとも年間10回程度）参加するほか、②国際機関等へのデータ提供等の国際協力を実施し、③国際動向を国内に適切に反映させるため「国際統計に関する関係府省等連絡会議」を年複数回開催して各府省と対面での情報提供等を実施し、次年度以降の取組に向けた課題抽出を実施	本年3月にSDGs（持続可能な開発目標）を測定する国際指標が国連統計委員会で合意され、その機関間専門家グループ（IAEG-SDGs）において関連諸課題が検討されている。このため、こうした国際的な統計基準・ルールや指標に関する国際会議等における検討への積極的な参画を行うことにより、我が国の国際的なプレゼンスを高めるとともに、統計作成に必要な諸外国の人材育成等を通じて、積極的に国際貢献を推進し、先進国としての責務を果たす必要がある。 このような状況に対応するためには、国内機関との協力及び調整に引き続き留意しながら、①国際会議等への積極的な参画を行うとともに、②国際比較に必要なデータの提供等の国際協力の実施を行うほか、③「国際統計に関する関係府省等連絡会議」を開催し情報共有を図ってきたところ、今後は同会議の更なる活用方法の検討も行いながら、国際的な議論の動向を把握し、国内の統計行政により適時適切に反映させる措置を講じることが重要であるため、①～③を測定指標として設定する。 【参考】 国際会議への参加回数実績 平成24年度 15回 平成25年度 11回 平成26年度 13回 平成27年度 10回
オープンデータの利活用の促進及び日本の企業活動のため、ウェブ上で誰でも参加可能なMOOC講座等の学習基盤を整備することにより、“データサイエンス”力の高い人材の育成を図ること	④	データサイエンス・オンライン講座の受講者数 〈アウトプット指標〉	受講者数：23,800人	27年度	受講者数：25,200人以上	30年度	受講者数：25,200人以上	受講者数：25,200人以上	受講者数：25,200人以上	「情報通信白書（平成26年版）」において、データ分析を担う人材の不足が指摘されている現状を踏まえて、データ分析を担う人材育成につながる指標として設定。 27年度の実績（入門編（春新規開講15,400人、秋再開講8,400人）及び28年度以降の予想される受講者数を踏まえ、目標値を設定。 28年度以降に開講する実践編講座等は入門編（春新規開講）ほどの受講者数が見込まれないことから、入門編（秋再開講）の実績8,400人を用いることとする。なお、28年度以降は各年度3講座を開講又は再開講する予定。 ※データサイエンス・オンライン講座とは、データに基づいて課題を解決する能力の高い人材育成を目標として、MOOCの手法を用いて実施する講座。 ※MOOCとは、Massive Open Online Courses の略。インターネット上で誰でも無料で参加可能な、大規模でオープンな講義のこと。

社会経済情勢を把握するための基本的かつ重要な統計を確実に作成し、国民に遅滞なく提供すること	⑤	統計局所管統計について、経済・社会の環境変化に対応した調査を確実に実施し、各年度中に公表が予定されている統計データを遅滞なく公表したデータの割合 ＜アウトプット指標＞	100%	27年度	100%	30年度	100%	100%	100%	公的統計は「社会の情報基盤」として、今日の行政運営や企業の意思決定などに必要不可欠なものであるため、社会経済情勢の変化に対応した有用で信頼される統計を作成し、それを適時的確に提供することが重要である。最後の工程たる公表を予定どおりに行うことが、確実な統計の作成及び提供に必須であるため、指標として設定(目標値:同程度)。
	6	平成28年経済センサス-活動調査のオンライン調査利用割合 ＜アウトプット指標＞	約0.5%	23年度	10%以上	28年度	10%以上	—	—	オンライン調査については、報告者負担の軽減や利便性の向上、正確な統計作成など多くのメリットがあることを踏まえ、基幹統計調査や大規模統計調査がその充実に優先的に取り組むとされているところである。よって、我が国の全産業分野における全ての事業所・企業を対象とする「経済センサス-活動調査」においては、その推進に積極的に取り組むこととし、目標を以下のとおり設定。 前回調査(平成24年2月実施)の結果:調査対象企業全体の約0.5%(前回調査においてはオンライン調査可能企業が一部に限定)試験調査※の実績(約9%)を参考にし、前回調査の実績を大きく上回る10%を目標値に設定。 ※試験調査とは、本調査(実際の調査)を実施する前に、記入負担や事務負担等を試験的に検証するものであり、調査対象・調査範囲ともに限定的であることに留意。
統計情報を的確に提供することにより統計利用者の利便性の向上を図ること	7	統計局所管統計について主要5紙(朝日、読売、毎日、日経、産経)に掲載された記事数 ＜アウトプット指標＞	830件 (23年度～27年度の平均)	27年度	830件以上 (26年度～30年度の平均)	30年度	830件以上 (24年度～28年度の平均)	830件以上 (25年度～29年度の平均)	830件以上 (26年度～30年度の平均)	統計調査の実施の広報や結果の公表に当たり、報道機関に分かりやすく正確にその内容が掲載されることにより、調査に関する国民の理解を深めることが期待できることから指標として設定(複数年に一度実施する大規模周期調査の周期を勘案し、過去5年の実績の平均(約830件)を基準として、目標値を設定(同程度))。 【参考(実績件数)】 平成27年度:1,002件 平成26年度:980件 平成25年度:864件 平成24年度:786件 平成23年度:512件
	8	統計局所管統計結果について各府省の年次報告書(白書)に掲載された件数 ＜アウトプット指標＞	507件 (23年度～27年度の平均)	27年度	510件以上 (26年度～30年度の平均)	30年度	510件以上 (24年度～28年度の平均)	510件以上 (25年度～29年度の平均)	510件以上 (26年度～30年度の平均)	各府省の年次報告書(白書)は、各種施策の現状や経済社会の実態等について国民に広く周知するものである。統計が白書に掲載されることは、行政施策の企画・立案・評価や企業の意思決定など、幅広い統計の利活用促進につながるため、指標として設定。(大規模周期調査の周期を勘案し、過去5年の実績の平均(約510件)を基準として、目標値を設定(同程度))。 【参考(実績件数)】 平成27年度:615件 平成26年度:470件 平成25年度:669件 平成24年度:409件 平成23年度:369件
	⑨	「政府統計の総合窓口(e-Stat)」の統計表へのアクセス件数 ＜アウトプット指標＞	5,382万件	27年度	6,781万件以上	30年度	5,848万件以上	6,315万件以上	6,781万件以上	統計利用者からの要望等を踏まえ、統計利用者の利便性の向上やコンテンツの充実を図ることにより、統計情報の利用の促進が見込まれることから指標として設定。 目標値は、アクセス件数についてのこれまでの実績から想定される今後の推移に加え、今後API機能の提供を順次拡大していくことで見込まれる件数増加を勘案して設定。 ※平成26年10月にAPI機能の提供を開始したことにより、統計情報の利用促進が見込まれることから指標として追加。 ※API(Application Programming Interface)機能:手作業によることなく、プログラムが自動で統計データを取得できるようになる機能

⑩	統計局ホームページのアクセス件数 ＜アウトプット指標＞	4,177万件	26年度	4,900万件以上	30年度	4,540万件以上	4,720万件以上	4,900万件以上	<p>ホームページは国民にとって統計数値を得る身近な手段であることから、ホームページのアクセス件数を統計利用者の利便性が向上したことが把握できる指標として設定。</p> <p>25年度から26年度のアクセス件数の伸び180万件を基に目標値を設定。27年度は4,360万件と考える。</p> <p>【参考(実績件数)】</p> <p>平成27年度:4,717万件 平成26年度:4,177万件 平成25年度:3,997万件</p> <p>※平成27年度は国勢調査実施年度である影響で実施年度以外に比べてアクセス件数がかさ上げされたため、影響がない平成26年度を基準とする。</p>
						—	—	—	
11	LOD(Linked Open Data)のアクセス件数 ＜アウトプット指標＞	17,200件	28年度	51,600件以上	30年度	17,200件以上	34,400件以上	51,600件以上	<p>「世界最先端IT国家創造宣言(平成27年6月30日閣議決定)」において、公共データの民間開放(オープンデータ)の推進が掲げられており、オープンデータの最高ランクの形式であるLOD形式のデータの充実を図ることで、統計情報の利用の促進が見込まれることから指標として設定。</p> <p>LODと類似の機能を持ち、データ活用の利便性向上に寄与するAPI機能が活用されている実績を参考にしつつ、毎年度のLOD形式で提供予定のデータ数を基に目標値を設定。</p> <p>※LOD(Linked open data):メタデータ(データを表す情報)を国際標準に準じた形式にし、そのデータに関係する他のデータへのリンク情報を付与したもの。オープンデータの最高水準ランクの形式として位置づけられている。</p> <p>※API(Application Programming Interface)機能:手作業によることなく、プログラムが自動で統計データを取得できるようになる機能</p>
						—	—	—	

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額) ^(※3)			関連する 指標 ^(※4)	達成手段の概要等	平成28年度行政事業 レビュー事業番号						
		26年度	27年度	28年度									
(1)	統計調査の実施等事業(経常調査等) (昭和21年度)	後日記載		5,718百万円	6,8~12	後日記載	0139						
(2)	統計調査の実施等事業(周期調査) (大正9年度)			10,943百万円	6~12		0140						
(3)	統計体系整備事業 (昭和22年度)			10,027百万円	1~3		0141						
(4)	国連アジア太平洋統計研修所運営事業 (昭和45年度)			326百万円	3		0142						
(5)	統計調査等業務の最適化事業 (平成18年)			1,145百万円	10,11		0143						
(6)	統計法 (平成19年)	-	-	-	1~12	公的統計が国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報であることにかんがみ、公的統計の作成及び提供に関し基本となる事項を定めることにより、公的統計の体系的かつ効率的な整備及びその有用性の確保を図り、もって国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与する。							
政策の予算額・執行額		後日記載			政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施政方針演説等の名称</th> <th>年月日</th> <th>関係部分(抜粋)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">後日記載</td> </tr> </tbody> </table>	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)	後日記載			
施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)											
後日記載													

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄のかっこ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「-」となることがある。